

会社法

修正期日: 民国 101 年(2012 年)1 月 04 日

第一章 総則	
第 1 条	この法律でいう会社は、営利を目的とし、この法律に基づき組織、登記、成立する社団法人を指す。
第 2 条	<p>会社は次の四種類に分けられる：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 無限責任会社：二人以上の社員で組織され、会社の債務に対し、連帯無限の弁済責任を負う会社を指す。 2. 有限会社：一人以上の社員で組織され、その出資額を限度として、会社に対しその責任を負う会社を指す。 3. 二合会社：一人以上の無限責任社員と一人以上の有限責任社員で組織され、無限責任社員は会社の債務に対し、連帯無限の弁済責任を負い、有限責任社員はその出資額を限度として会社に対し責任を負う会社を指す。 4. 株式会社：二人以上の株主又は政府、法人株主一人で組織され、資本の全部を株式に分け、株主がそれが引受けた株式につき、会社に対し責任を負う会社を指す。(第 1 項) <p>会社の名称には、会社の種類を表示しなければならない。(第 2 項)</p>
第 3 条	<p>会社はその本店の所在地を住所とする。(第 1 項)</p> <p>この法律でいう本店とは、会社が法に基づき最初に設置し、全組織を管轄する総機構を指す。支店とは、本店の管轄を受ける分支機構を指す。(第 2 項)</p>
第 4 条	この法律でいう外国会社とは、営利を目的とし、外国法律により組織登記され、中華民国政府の認可を得た上で、中華民国国内で営業する会社を指す。
第 5 条	<p>この法律でいう主務機関とは、中央においては經濟部、直轄市においては直轄市政府を指す。(第 1 項)</p> <p>中央主務機関は、所属機関への委任或いはその他機構への委託により、この法律に規定する事項を取り扱うことができる。(第 2 項)</p>
第 6 条	中央主務機関において登記していない会社は、成立できない。
第 7 条	<p>会社の設立において、登記する資本金の申請は、先ず公認会計士の査定・承認を得なければならない；会社の設立において、登記の申請するとき、或いは会社は設立において登記の申請後 30 日以内、公認会計士の査定・承認を得た書類を中央主務機関に提出しなければならない。</p> <p>会社の設立において、登記する資本金の変更申請は、先ず公認会計士の査定・承認を得なければならない。前二項に関する査定・承認の規則は中央主務機関が定める。</p>
第 8 条	<p>この法律でいう会社の責任者とは、無限責任会社及び二合会社においては業務を執行し、又は会社を代表する社員を指し、有限会社、株式会社においては取締役を指す。(第 1 項)</p> <p>会社の支配人又は清算人、株式会社の発起人、監査役、検査役、管財人又は更生監督人もまた、その職務執行の範囲内において、会社の責任者とする。(第 2 項)</p> <p>株式を公開発行する会社の取締役に就任しておらず、実質的な取締役としての業務を執行する、或いは会社の人事、財務または業務営業支配し、取締役の職務執行を指揮する者について、本法上の取締役と同じ、民事、刑事及び行政罰の責任を負わなければならない。但し、政府が経済の発展、社会の安定、或いはその</p>

	他公衆利益のために任命した取締役の指揮はこの限りではない。(第3項)
第9条	<p>会社が受けるべき株式の払込金について、株主が実際に払い込みをしていないにもかかわらず、申請書類において払込済みであることを表明し、又は株主が払込済みであることを登記後、その払込金を株主に返還し、又は株主による取戻しを認めた場合、会社責任者をそれぞれ、5年以下の有期懲役、拘留、又はNT\$50万以上NT\$250万以下の罰金に処すか、又は併科することができる。(第1項)</p> <p>前項の事由がある場合、会社の責任者は、該当する株主と連帯し、会社又は第三者が被った損害を賠償しなければならない。(第2項)</p> <p>第1項の裁判確定後、検察機関は中央主務機関に通知し、その登記を取消又は廃止する。但し、裁判確定前において既に補正又は主務機関が命じる補正期限内に補正した場合はこの限りではない。(第3項)</p> <p>会社の設立又はその他登記事項に偽造、文書偽造があった場合、裁判確定後、検察機関は中央主務機関に通知し、その登記を取消又は廃止する。(第4項)</p>
第10条	<p>会社に次の事由の一つがある場合、主務機関は職権又は利害関係者の申請により、解散を命ずることができる:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社設立後6ヶ月を経ても営業を開始していない場合。但し、延期の登記をした場合はこの限りではない。 2. 営業開始後自ら営業を停止し6ヶ月以上になる場合。但し、営業停止の登記をした場合はこの限りではない。 3. 会社名が裁判所の判決により使用できないことが確定し、会社が判決確定後6ヶ月を経ても会社名変更の登記を行わず、主務機関が期限を定め行うよう命じたにもかかわらず行わなかった場合。 4. 第7条第1項の所定期限内に、公認会計士の査定・承認を得た書類を中央主務機関に提出しなかった者。但し主務機関が解散命令を命じる前に書類を提出した者はこの限りではない。
第11条	<p>会社の経営に著しい困難、又は重大な損害が生じた場合、裁判所は、株主の申立により、主務機関及び目的事業の中央主務機関に意見を求め、会社に答弁書を提出するよう通知した後、解散の決定をなすことができる。(第1項)</p> <p>前項の申立は、株式会社の場合、6ヶ月以上継続して発行済株式総数の100分の10以上の株式を所有する株主が提出しなければならない。(第2項)</p>
第12条	<p>会社は設立登記後、登記すべき事項を登記せず、又は登記済み事項を変更し、その変更登記を行わなかった場合、かかる事項を以て第三者に対抗することはできない。</p>
第13条	<p>会社は、他の会社の無限責任社員又は組合事業の組合員になってはならない。他の会社の有限責任株主になる場合、その全ての出資総額は、投資を専業とする場合、会社定款に別段の規定がある場合又は次の各号の規定により、株主の同意又は株主総会の決議を得た場合を除き、本店の払込済資本金の100分の40を超えてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 無限責任会社、二合会社の場合、無限責任社員全員の同意を得ること。 2. 有限会社の場合、社員全員の同意を得ること。 3. 株式会社の場合、発行済株式総数の3分の2以上を代表する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数の同意を得た株主総会の議決を得ること。(第1項) <p>株式を公開発行会社において、出席株主の株式総数が前項第3号の定足数に満たない場合、発行済株式総数の過半数を代表する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上の同意により行うことができる。(第2項)</p>

	<p>第 1 項第 3 号及び第 2 項の出席株主の株式総数及び議決権数について、定款においてこれより高い規定がある場合、その規定に従う。(第 3 項)</p> <p>会社が投資する被投資会社の利益又は法定積立金による増資に伴う配当により、会社が得た株式は、第 1 項の出資額に算入してはならない。(第 4 項)</p> <p>会社の責任者が第 1 項の規定に違反した場合、会社がこれにより被った損害を賠償しなければならない。(第 5 項)</p>
第 14 条	(削除)
第 15 条	<p>会社の資金は、次の各号の事由が有る場合を除き、株主(社員)又は如何なる第三者に対しても貸付けてはならない。</p> <p>1. 会社間又は商号間で業務取引がある場合。</p> <p>2. 会社間又は商号間で短期融資の必要性がある場合。融資金額は、貸付を行う会社の正味価値の 100 分の 40 を超えてはならない。(第 1 項)</p> <p>会社の責任者が前項の規定に違反した場合、貸借人と連帯し、返済責任を負わなければならない。会社が損害を受けた場合には、損害賠償責任も負わなければならない。(第 2 項)</p>
第 16 条	<p>会社は、その他法律又は会社定款の規定により保証できる場合を除き、如何なる保証人にもなることはできない。(第 1 項)</p> <p>会社の責任者が前項の規定に違反した場合、自ら保証責任を負わなければならない。会社が損害を受けた場合には、損害賠償責任も負わなければならない。(第 2 項)</p>
第 17 条	<p>会社の業務が、法律又は法律に基づく授權により定められた命令により、政府の認可を受けるべき場合は、認可書類の受領後、会社登記の申請を行うことができる。(第 1 項)</p> <p>前項の業務認可が、目的事業主務機関により取消又は廃止された場合、かかる目的事業主務機関が中央主務機関に通知し、その会社の登記又は一部登記事項を取消又は廃止しなければならない。(第 2 項)</p>
第 17-1 条	<p>会社の経営が法令に違反したために廃業処分を受けそれが確定した場合、かかる処分機関が中央主務機関に通知し、その会社の登記又は一部登記を取消又は廃止しなければならない。</p>
第 18 条	<p>会社の名称は、他の会社名と同じであってはならない。二社の会社名に異なる業種であることの表示又は二社を区別できる文字がある場合、二社の会社名は同じものではないものとみなす。(第 1 項)</p> <p>会社が従事する事業は、認可事業を定款に記載しなければならない場合を除き、それ以外は制限を受けない。(第 2 項)</p> <p>会社が従事する事業は、中央主務機関所定の営業項目番号表に基づき登記しなければならない。既に設立登記済みの会社で、その従事事業が文字記載である場合、従事する事業の変更時に番号表の規定により取り扱わなければならない。(第 3 項)</p> <p>会社は政府機関、公益団体に関係すると誤認させるような名称、又は公の秩序或いは善良の風俗を害する名称を使用してはならない。(第 4 項)</p> <p>会社の名称及び業務は、会社登記前に予め申請し認可を得なければならない。一定期間保留しなければならない。その審査準則は、中央主務機関が定める。(第 5 項)</p>
第 19 条	<p>設立登記を行っていない場合、会社名義で営業、又はその他法律行為をなしてはならない。(第 1 項)</p> <p>前項の規定に違反した場合、行為者は一年以下の有期懲役、拘留又は NT\$15 万以下の罰金に処す又は併科に処すほか、民事責任を負わなければならない。行為者が二人以上である場合、民事連帯責任を負い、</p>

	主務機関により会社の名称の使用が禁止される。(第 2 項)
第 20 条	<p>会社は各会計年度終了後、営業報告書、決算書及び利益分配又は損失補填の議案を提出し、株主の同意又は株主総会の承認を受けなければならない。(第 1 項)</p> <p>会社の資本金が中央主務機関が定める一定金額以上に達した場合、その決算書は公認会計士の監査、認証を受けなければならない。その監査規則は、中央主務機関が定める。但し株式を公開発行会社において、証券管理機関が別段規定を定める場合、適用しない。(第 2 項)</p> <p>前項の公認会計士の委任、解任及び報酬は、第 29 条第 1 項の規定を準用する。(第 3 項)</p> <p>第 1 項の書類について、主務機関は随時人員を派遣し検査し、又は期限内の申告するよう命じることができる。かかる規則については、中央主務機関がこれを定める。(第 4 項)</p> <p>会社の責任者が第 1 項又は第 2 項の規定に違反した場合、それぞれ NT\$1 万以上 NT\$5 万以下の過料に処す。前項の検査を妨害、拒絶又は回避する、又は期限内に申告をしなかった場合、それぞれ NT\$2 万以上 NT\$10 万以下の過料に処す。(第 5 項)</p>
第 21 条	<p>主務機関は、目的事業主務機関と共同し、会社の業務及び財務状況を検査するために何時でも人員を派遣することができるが、会社の責任者はこれを妨害、拒絶又は回避してはならない。(第 1 項)</p> <p>会社の責任者が前項の検査を妨害、拒絶又は回避した場合、それぞれ NT\$2 万以上 NT\$10 万以下の過料に処す。連続して、妨害、拒絶又は回避した場合、毎回連続して、NT\$4 万以上 NT\$20 万以下の過料に処す。(第 2 項)</p> <p>主務機関は、第 1 項の規定により人員を派遣し検査を行う際、必要と判断する場合、公認会計士、弁護士又はその他専門家を選任し、その協力を得て取り扱うことができる。(第 3 項)</p>
第 22 条	<p>主務機関が第 20 条で定める各書類を査定する、又は前条により会社の業務又は財務状況を検査する際、会社に対し、証明書類、領収書、表及び関係資料の提出を命じることができ、法律にて別段の規定がある場合を除き、秘密保持義務があり、かかる資料を受取ってから 15 日以内に検査、閲覧し返還しなければならない。(第 1 項)</p> <p>会社の責任者が前項の規定に違反し、提出を拒絶した場合、それぞれ NT\$2 万以上 NT\$10 万以下の過料に処す。連続して、拒絶した場合、毎回連続して、NT\$4 万以上 NT\$20 万以下の過料に処す。(第 2 項)</p>
第 23 条	<p>会社の責任者は、忠実に業務を執行し、善良な管理者としての注意義務を守らなければならないが、これに違反し会社に損害を与えた場合、損害賠償責任を負わなければならない。(第 1 項)</p> <p>会社の責任者は、会社の業務の執行に対して法令に違反し、他人が損害を受けた場合、他人に対し会社と連帯して賠償責任を負わなければならない。(第 2 項)</p> <p>会社の責任者が第 1 項の規定に違反したとき、自己若しくは他人のために行った場合、株主総会は総会の決議により、その行為によって生じた利益を会社の利益と見なすことができる。但し、該当利益が生じてから一年を越えた場合、その限りではない。</p>
第 24 条	解散した会社は、合併、分割又は破産により解散する場合を除き、清算を行わなければならない。
第 25 条	解散した会社は、清算の範囲内においては未だ解散していないものとみなす。
第 26 条	前条の解散会社は、清算期間中において、現存業務の結了及び清算の目的の利便のために、暫定的にその業務に従事することができる。
第 26-1 条	中央主務機関の登記抹消又は廃止を経た会社は、前三条の規定を準用する。

第 26-2 条	解散、登記の取消、或いは登記を廃止した会社は、その解散、登記を取消、或いは登記を廃止した日から、十年経ても清算を完了していない、または破産を宣告された会社が、破産登記日から十年経ても裁判所に許可されなかった場合、その会社名称は他人の申請で許可を得たから使用することが出来る、第 18 条第 1 項の規定に適用されない。但し、正当な理由で期限到来するまで6ヶ月前に中央主務機関に申請し許可を得たものは、第 18 条第 1 項に適用する。
第 27 条	<p>政府又は法人が株主である場合、取締役又は監査役に選任することができる。但し、その職務執行の代表として、自然人を指定しなければならない。(第 1 項)</p> <p>政府又は法人が株主である場合、その代表者を取締役又は監査役に選任ことができ、代表者が数名の場合、各々選任することができる。但し、同時当選または取締役及び監査役を同時担当してはならない。(第 2 項)</p> <p>第 1 項及び第 2 項の代表者は、その職務関係により随時交替し、従来の任期を補足することができる。(第 3 項)</p> <p>第 1 項、第 2 項の代表権に加えられた制限は、善意の第三者に対抗することができない。(第 4 項)</p>
第 28 条	会社の公告は、本店所在地の直轄市又は県(市)の日刊新聞の顕著な箇所に掲載しなければならない。但し、株式を公開発行会社について、証券管理機関が別段の規定を定める場合、この限りではない。
第 28-1 条	主務機関が法に基づき会社へ送達すべき公文書が送達できない場合、会社を代表する責任者に送達し、尚も送達できない場合、公告により代えることができる。
第 29 条	<p>会社は定款の規定に基づき支配人を置くことができ、その委任、解任及び報酬は次の規定に基づき定める。但し、会社定款に高い基準がある場合、その規定に従う：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 無限責任会社、二合会社は、全無限責任社員の過半数の同意を得なければならない。 2. 有限会社は全社員の過半数の同意を得なければならない。 3. 株式会社は、過半数の取締役が出席する取締役会において、出席取締役の過半数の同意する決議を得なければならない。(第 1 項) <p>会社に第 156 条第 7 項の事由がある場合、かかる特別案件を認可した主務機関は、政府救済措置に参加する会社に財務構成の改善計画を提出するよう要求しなければならない、会社が支配人に支払う報酬の制限、又はその他必要な処置又は制限をなすことができる。その規則は、中央主務機関が定める。(第 2 項)</p> <p>支配人は国内に住所又は居所を有していなければならない。(第 3 項)</p>
第 30 条	<p>次の事由の一がある場合、支配人とすべきではなく、それが既に支配人である場合、当然解任する：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 組織犯罪防制条例に規定する罪を犯し、有罪判決が確定し、服役期間満期後未だ 5 年が経過していない者。 2. 詐欺、背任、横領の罪で 1 年以上の有期懲役が宣告され、服役期間満期後未だ 2 年が経過していない者。 3. 公務時に公金を着服し、判決が確定し、服役期間満期後未だ 2 年が経過していない者。 4. 破産の宣告を受け未だ復権していない者。 5. 手形の使用が拒絶され、取引禁止期間が満期となっていないもの 6. 無能力者又は制限行為能力者。
第 31 条	<p>支配人の職権は、定款に規定がある場合を除き、契約で定めることができる。(第 1 項)</p> <p>支配人は、会社定款又は契約で規定される授權範囲内において、会社のために事務管理及び署名を行う権</p>

	限がある。(第 2 項)
第 32 条	支配人は、その他営利事業の支配人を兼任してはならず、同類の業務の自営、又は他人のために経営してはならない。但し、第 29 条第 1 項の規定に基づく同意を得た場合はこの限りではない。
第 33 条	支配人は、取締役又は業務執行株主(社員)の決定、株主総会又は取締役会の決議を変更したり、またはそれに規定する権限を超えてはならない。
第 34 条	支配人が法令、定款又は前条の規定に違反し、会社に損害を与えた場合、会社に対し賠償責任を負わなければならない。
第 35 条	(削除)
第 36 条	会社は、それが加えた支配人の職権の制限をもって、善意の第三者に対抗できない。
第 37 条	(削除)
第 38 条	(削除)
第 39 条	(削除)
第二章 無限責任会社	
第一節 設立	
第 40 条	無限責任会社の社員は、二人以上いなければならない。その半数は国内に住所を有さなければならない。(第 1 項)
	社員は全員の同意により定款を制定し、署名又は押印をし、本店に置き、各社員に一部ずつ配布しなければならない。(第 2 項)
第 41 条	定款に次の各号事項が記載されていない場合、効力は生じない： 1. 会社名称 2. 従事する事業 3. 各社員の氏名又は名称、住所又は居所 4. 資本総額及び各社員の出資額 5. 各社員が現金以外の財産により出資する場合、その種類、数量、価格または評価の基準 6. 利益及び欠損の分配比率及び基準 7. 本店所在地。支店を設立する場合、その所在地 8. 会社を代表する社員を定める場合、その氏名 9. 業務を執行する社員を定める場合、その氏名 10. 解散事由を定める場合、その事由 11. 定款制定の期日(第 1 項)
	会社を代表する社員が、前項の定款を本店に備置かない場合、それぞれ NT\$1 万以上 NT\$5 万以下の過料に処す。連続して備置きを拒む場合、毎回連続して NT\$2 万以上 NT\$10 万以下の過料に処す。(第 2 項)
第二節 会社の内部関係	
第 42 条	会社の内部関係は、法律に別段の規定がある場合を除き、定款の規定に基づく。
第 43 条	社員は、信用、労務又はその他権利を出資とすることができるが、第 41 条第 1 項第 5 号の規定に基づき取り扱う必要がある。
第 44 条	社員がその債権を出資に充て、その債権が弁済期においても弁済されない場合、かかる社員により補填されな

	なければならない。会社がこれにより損害を受けた場合、賠償責任を負わなければならない。
第 45 条	各社員には何れも業務執行の権利があり、その義務を負う。但し、定款において社員のうち一名又は数名に業務を執行させる定めがある場合、その規定に従う。(第 1 項)
	前項の業務執行の社員の半数以上は、国内に住所を有する者でなければならない。(第 2 項)
第 46 条	社員の数名又は全員が業務を執行する場合、業務の執行に関して、過半数の同意を得なければならない。(第 1 項)
	業務を執行する社員は、通常の業務に関して、それぞれ単独で執行することができる。但し、残りの業務執行の社員に一人でも異議がある場合、直ちに執行を停止しなければならない。(第 2 項)
第 47 条	会社の定款変更は、全社員の同意を得なければならない。
第 48 条	業務の執行を行わない社員は何時でも、業務執行の社員に対し、会社の営業状況を照会することができ、財産書類、帳簿、リストを検査、閲覧することができる。
第 49 条	業務を執行する社員は、特約がある場合を除き、会社に報酬を請求してはならない。
第 50 条	社員が業務執行のために立替えた金銭は、会社にその償還と立替えた金銭の利子の支払を請求することができる。債務を負担し、その債務の弁済期が到来していない場合、相当な担保の提供を求めることができる。(第 1 項)
	社員が業務を執行したために、損害を受け、それ自身に過失がない場合、会社に賠償を請求することができる。(第 2 項)
第 51 条	会社定款において、社員の一人又は数名が業務を執行することを定める場合、かかる社員は理由なく辞職してはならず、他の社員もまた理由なくそれを退職させてはならない。
第 52 条	社員の業務執行は、法令、定款及び社員の決定に基づかなければならない。(第 1 項)
	前項の規定に違反し、会社が損害を受けた場合、会社は賠償責任を負わなければならない。(第 2 項)
第 53 条	社員が会社に代わり、会社の金銭を受取り、適当な期間に引渡さなかつたり、又は会社の金銭を流用した場合、利子を加え併せて償還しなければならない。会社が損害を受けた場合、賠償しなければならない。
第 54 条	社員は、その他全社員全員の同意を得なければ、他の会社の無限責任社員、又は組合事業の組合員になることができない。(第 1 項)
	業務執行の社員は、自己又は他人のために、会社と同種の営業行為をしてはならない。(第 2 項)
	業務執行の社員が前項の規定に違反した場合、その他社員の過半数の決議により、それが自己又は他人のために行った行為により得た所得を、会社の所得とすることができる。但し、所得の発生から 1 年が過ぎる場合は、この限りではない。(第 3 項)
第 55 条	社員はその他社員全員の同意を得なければ、自己出資の全部又は一部を他人に譲渡することはできない。
第三節 会社の対外関係	
第 56 条	会社は、定款において会社を代表する社員を特定することができる。特定しない場合、各社員が皆、会社を代表する。(第 1 項)
	第 45 条第 2 項の規定は、会社を代表する社員において準用する。(第 2 項)
第 57 条	会社を代表する社員は、会社の営業における一切の事務に関して、それを取り扱う権利を有する。
第 58 条	会社が社員の代表に対して加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
第 59 条	会社を代表する社員が、自己又は他人のために会社と売買、賃借又はその他法律行為をなした場合、同時

	に会社の代表となることはできない。但し、会社に対し債務を弁済する場合はこの限りではない。
第 60 条	会社の資産が債務の弁済をするのに足りない場合、社員が連帯して弁済の責任を負う。
第 61 条	会社に参加し社員となった場合、それが加入する前において会社が発生した債務に対しても責任を負わなければならない。
第 62 条	社員でない者が、社員であると誤信させる行為をした場合、善意の第三者に対し、社員と同じ責任を負わなければならない。
第 63 条	会社は欠損を補填した後でなければ、利益を分配してはならない。(第 1 項)
	会社の責任者が、前項規定に違反した場合、それぞれ 1 年以下の有期懲役、拘留又は NT\$6 万以下の罰金に処す、又は併科することができる。(第 2 項)
第 64 条	会社の債務者は、その債務を会社の社員に対する債権と相殺することができない。
第四節 社員の退社	
第 65 条	定款において会社の存続期限を定めない場合、社員退社に関する別段の規定がある場合を除き、社員は、事業年度終了の時に退社することができる。但し、6 ヶ月前までに書面により会社に表明しなければならない。(第 1 項)
	社員は、自己の責任に属さない重大な事由がある時は、会社の存続期限の定めがあるかどうかを問わず、何時でも退社することができる。(第 2 項)
第 66 条	前条の規定を除き、社員に次の各号の事由の一がある場合、退社する： 1. 定款で定めた退社事由の発生 2. 死亡 3. 破産 4. 禁治産の宣告と補助の宣告を受けた場合 5. 除名 6. 社員の出資が裁判所により強制執行された場合 (第 1 項)
	前項第 6 号の規定により退社する場合、執行裁判所は、2 ヶ月前に会社及びその他社員に通知しなければならない。(第 2 項)
第 67 条	社員に次の各号の事由の一がある場合、その他社員全員の同意により除名を決議することができる。但し、通知の後でなければ、かかる社員に対抗することができない。 1. 出資すべき資本を払込まず、又は催告しても払込まない場合 2. 第 54 条第 1 項の規定に違反する場合 3. 不正行為があり、会社の利益を阻害する場合 4. 会社に対する重要な義務を果さない場合
第 68 条	会社の名称に社員の氏、又は氏名を使う場合、かかる社員は退社時に、使用の停止を請求することができる。
第 69 条	退社する社員と会社間の精算は、退社時における会社の財産状況を基準としなければならない。(第 1 項)
	退社する社員の出資は、その種類を問わず何れも現金で払戻さなければならない。(第 2 項)
	社員が退社する時、会社の事務が完了していない場合、完了後にその損益を計算し、利益・欠損を配分する。(第 3 項)
第 70 条	退社する社員は、主務機関に登記の申請をしなければならず、登記前の会社の債務に対し、登記後 2 年間は尚も連帯して無限責任を負う。(第 1 項)

	社員がその出資を譲渡する場合、前項の規定を準用する。(第 2 項)
第五節 解散、合併及び組織変更	
第 71 条	<p>会社に次の各号の事由の一がある場合、解散する：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定款で定めた解散事由の発生 2. 会社が営む事業が既に成就又は成就できない場合 3. 社員全員の同意がある場合 4. 社員の変動によりこの法律で定める最低人数に満たない場合 5. 他の会社との合併 6. 破産 7. 解散の命令又は裁判 (第 1 項) <p>前項第 1 号又は第 2 号について、社員全員又は一部の同意により経営を継続することができ、それに同意しない者は退社とみなす。(第 2 項)</p> <p>第 1 項第 4 号について、新しい社員の加入により経営を継続することができる。(第 3 項)</p> <p>前二項の事由により経営を継続する場合、定款を変更しなければならない。(第 4 項)</p>
第 72 条	会社は、社員全員の同意により、他の会社と合併することができる。
第 73 条	<p>会社が合併の決議をする場合、貸借対照表及び財産目録を作成しなければならない。(第 1 項)</p> <p>会社が合併決議をした後直ちに、各債権者に対しそれぞれ通知及び公告をしなければならず、30 日以上の期限を定め、債権者が期限内に異議の申立ができることを表明しなければならない。(第 2 項)</p>
第 74 条	会社が前条の通知及び公告をしなかった場合、又は指定期限内に異議を申立てた債権者に対し弁済をしなかった場合、又は相当な担保を提供しなかった場合、その合併は債権者に対抗することができない。
第 75 条	合併により消滅する会社の権利義務は、合併後の存続会社又は新たに設立された会社により承継されなければならない。
第 76 条	<p>会社は、社員全員の同意により、一部の社員を有限責任に改めるか、又は新たに有限責任社員を加入させて、その組織を二合会社に変更することができる。(第 1 項)</p> <p>前項の規定は、第 71 条第 3 項で規定する経営継続の会社において準用する。(第 2 項)</p>
第 77 条	会社が前条に基づき組織を変更する場合、第 73 条から第 75 条の規定を準用する。
第 78 条	社員が第 76 条第 1 項の規定により、有限責任に改める場合、会社組織変更前における会社の債務について、会社の変更登記後 2 年間は尚も連帯して無限責任を負う。
第六節 清算	
第 79 条	会社の清算において、全社員を清算人とする。但し、この法律又は定款にて別段の規定又は社員の決議により、別に清算人を選任する場合はこの限りではない。
第 80 条	全社員が清算をする場合において、社員の中で死亡者が生じた場合、清算事務はその相続人により行われる。相続人が数名いる場合は、相続人が一名を推薦した上でこれを行う。
第 81 条	第 79 条の規定により清算人を定めることができない場合、裁判所は利害関係者の申立により、清算人を選任することができる。
第 82 条	裁判所は利害関係者の申立により、必要と判断する場合、清算人を解任することができる。但し、社員により選任された清算人もまた、社員の過半数の同意により、それを解任することができる。

第 83 条	清算人は就任後 15 日以内に、その氏名、住所又は居所及び就任日を裁判所に届出なければならない。(第 1 項)
	清算人の解任は、社員により 15 日以内に裁判所に届出なければならない。(第 2 項)
	清算人が裁判所により選任された場合、これを公告しなければならない、解任の場合も同じとする。(第 3 項)
	第 1 項又は第 2 項の期限内の届出に関する規定に違反した場合、それぞれ NT\$3 千以上 NT\$1 万 5 千以下の過料に処す。(第 4 項)
第 84 条	清算人の職務は次の通りである： 1. 現務の結了 2. 債権の回収、債務の弁済 3. 利益又は欠損の配分 4. 残余財産の分配 (第 1 項)
	清算人が執行する前項の職務について、会社を代表し訴訟上又は訴訟外の全ての行為を行う権限をもつ。但し、清算人がその他社員全員の同意を得なければ、会社の営業、会社の資産とその債務を含むを他人に譲渡することはできない。(第 2 項)
第 85 条	清算人が数名いる場合、一名又は数名を会社の代表に選任することができる。選任しない場合、それぞれが第三者に対する会社代表権をもつ。清算事務の執行に関しては、過半数の同意により取決めなければならない。(第 1 項)
	会社の代表に選任された清算人は、第 83 条第 1 項の規定を準用し、裁判所に届出なければならない。(第 2 項)
第 86 条	清算人の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
第 87 条	清算人は就任後直ちに、会社の財産状況を検査し、会社の資産とその債務を含む財務諸表及び財産目録を作成し、各社員の検査、閲覧のために送付しなければならない。(第 1 項)
	前項の検査を阻害、拒絶又は回避する行為について、それぞれ NT\$2 万以上 NT\$10 万以下の過料に処す。(第 2 項)
	清算人は、6ヶ月以内に清算を完結しなければならない。6ヶ月以内に清算を完結できない場合、清算人はその理由を述べ、裁判所に延長の申立を行わなければならない。(第 3 項)
	清算人が前項規定の期限内に清算を完結しない場合、それぞれ NT\$1 万以上 NT\$5 万以下の過料に処す。(第 4 項)
	清算人は、社員から照会を受けた場合、清算の状況について回答しなければならない。(第 5 項)
	清算人が前項の規定に違反した場合、それぞれ NT\$1 万以上 NT\$5 万以下の過料に処す。(第 6 項)
第 88 条	清算人は就任後、公告の方式により、債権者に債権申告を催告し、明らかに知る債権者に対しては、それぞれ通知しなければならない。
第 89 条	会社の財産がその債務を弁済するのに足りない場合、清算人は直ちに破産を宣告しなければならない。(第 1 項)
	清算人がその事務を破産管財人に引き継ぐ時に職務は終了する。(第 2 項)
	清算人が第 1 項の規定に違反し、破産宣告の申立を行わなかった場合、それぞれ NT\$2 万以上 NT\$10 万以下の過料に処す。(第 3 項)

第 90 条	清算人は会社の債務を弁済した後でなければ、会社の財産を各社員に分配してはならない。(第 1 項)
	清算人が前項規定に違反し、会社の財産を分配した場合、1 年以下の有期懲役、拘留又は NT\$6 万以下の罰金を科す、又は併科することができる。(第 2 項)
第 91 条	残余財産の分配は、定款において別段の定めがある場合を除き、各社員に利益又は欠損を配分した後の、純残存出資の割合により定める。
第 92 条	清算が終了した場合、清算人は 15 日以内に決算書を作成し、各社員に送付し、その承認を求めなければならない。社員が 1 ヶ月以内に異議を申立てなかった場合、承認されたものとみなす。但し、清算人に違法行為がある場合はこの限りではない。
第 93 条	清算人は清算終了した場合、社員の承認を得てから 15 日以内に裁判所に届出なければならない。(第 1 項)
	清算人が前項の期限内の届出の規定に違反した場合、それぞれ NT\$3 千以上 NT\$1 万 5 千以下の過料に処す。(第 2 項)
第 94 条	会社の帳簿、リスト及び営業と清算事務に関する書類は、清算終了を裁判所に届出た日から 10 年間保存しなければならない。その保管者は社員過半数の同意により決定する。
第 95 条	清算人は善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。任務を怠り会社が損害を受けた場合、会社に対し連帯賠償の責任を負わなければならない。故意又は重大な過失がある場合、第三者に対する連帯賠償責任も負わなければならない。
第 96 条	社員の連帯無限の責任は、解散登記の日から 5 年後に消滅する。
第 97 条	清算人と会社の関係は、この法律の規定を除き、民法の委任に関する規定に基づく。
第三章 有限会社	
第 98 条	有限会社は、一人以上の社員により組成される。(第 1 項)
	社員は全員の同意により定款を制定し、署名又は押印し、本店に置き、それぞれ一部ずつ保管しなければならない。(第 2 項)
第 99 条	各社員の会社に対する責任は、その出資額を上限とする。
第 100 条	会社の資本総額は、各社員が全額を払込まなければならない。分割払い又は外部募集してはならない。
第 101 条	会社の定款には次の事項を記載しなければならない： 1. 会社名称 2. 従事する事業 3. 各社員の氏名又は名称、住所又は居所 4. 資本総額及び各社員の出資額 5. 利益又は欠損の配分割合又は基準 6. 本店所在地。支店を設立する場合はその所在地 7. 取締役数 8. 解散事由を定める場合、その事由 9. 定款制定日(第 1 項)
	会社を代表する取締役が前項の定款を本店に備置かない場合、それぞれ NT\$1 万以上 NT\$5 万以下の過料に処す。連続して備置を拒否した場合、毎回連続して、NT\$2 万以上 NT\$10 万以下の過料に処す。(第 2 項)
第 102 条	出資額の多寡を問わず、各社員は一議決権をもつ。但し、定款において、出資額の多寡の割合に応じ議決

	権を分配することを定めることができる。(第1項)
	政府又は法人が社員である場合、181条の規定を準用する。(第2項)
第103条	<p>会社は本店に社員名簿を備置かなければならず、次の事項を記載しなければならない:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各社員の出資額及び出資額の証明シート番号 2. 各社員の氏名又は名称、住所又は居所 3. 株式代金の払込み期日 (第1項) <p>会社を代表する取締役が、前項の社員名簿を本店に備置かない場合、それぞれ NT\$1 万以上 NT\$5 万以下の過料に処す。連続して備置を拒否した場合、毎回連続して、NT\$2 万以上 NT\$10 万以下の過料に処す。(第2項)</p>
第104条	<p>会社は、設立登記後、出資額の証明シートを発行しなければならず、次の各号の事項を記載しなければならない:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社の名称 2. 設立登記の期日 3. 社員の氏名又は名称及びその出資額 4. 証券発行の期日(第1項) <p>第162条第2項、第163条第1項但書、第165条の規定は、前項出資額の証明シートにおいて準用する。(第2項)</p>
第105条	<p>会社の出資額の証明シートは、取締役全員が署名又は押印しなければならない。</p>
第106条	<p>会社の増資は、社員過半数の同意を得なければならない。但し、増資に同意した社員に、従来の出資額の割合に応じ出資をしなければならない義務はない。(第1項)</p> <p>前項の増資に不同意の社員は、増資に伴い修正した定款の一部規定について、同意したものとみなす。(第2項)</p> <p>第1項の但書の事情がある場合、社員全員の同意により、新しい社員が参加する。(第3項)</p> <p>会社は社員全員の同意により、減資又はその組織を株式会社に変更することができる。(第4項)</p>
第107条	<p>会社が組織変更の決議をした後直ちに、各債権者にそれぞれ通知及び公告しなければならない。(第1項)</p> <p>組織変更後の会社は、組織変更前の会社の債務を継承し負担しなければならない。(第2項)</p>
第108条	<p>会社は少なくとも一名の取締役に業務を執行させ、会社を代表させなければならない。最高三名の取締役に置く。取締役は3分の2以上の社員の同意により、行為能力のある社員から選任しなければならない。取締役が数名いる場合は、定款において一名を董事長とし、対外的に会社を代表することができる。(第1項)</p> <p>業務を執行する取締役が休暇又は都合により職権を行使することができない場合、社員の一人を指名し代理させることができる。代理人を指名しない場合、社員一人を代理人として選任する。(第2項)</p> <p>取締役が、自己又は他人のために会社と同種の業務行為をなす場合、社員全員に対し、その行為の重要な内容を説明し、3分の2以上の社員の同意を得なければならない。(第3項)</p> <p>第30条、第46条、第49条から第53条、第54条第3項、第57条から第59条、第208条第3項、第208-1条及び第211条の規定は、取締役に於いて準用する。(第4項)</p>
第109条	<p>業務を執行しない社員は何れも監査権を行使することができる。その監査権の行使は、第48条の規定を準用する。</p>
第110条	<p>各会計年度終了後、取締役は第228条の規定に基づき、各リストを作成し、各社員にそれぞれ送付し、その</p>

	承認を求めなければならない。(第 1 項)
	前項のリスト送達後 1 ヶ月を過ぎても異議の申立がない場合、承認されたものとみなす。(第 2 項)
	第 231 条から第 233 条、第 235 条及び第 245 条第 1 項の規定は、有限会社において準用する。(第 3 項)
第 111 条	社員は、その他全社員の過半数の同意がなければ、その出資の全部又は一部を他人に譲渡することができない。(第 1 項)
	前項の譲渡につき、不同意の社員は、優先的に譲受をうける権利がある。譲受けない場合、譲渡に同意したものとみなし、定款の社員及びその出資額に関する事項の修正に同意したものとみなす。(第 2 項)
	会社の取締役は、その他社員全員の同意がなければ、その出資の全部又は一部を他人に譲渡することができない。(第 3 項)
	裁判所が強制執行手続に基づき、社員の出資を他人に譲渡する場合、会社及びその他社員全員に通知しなければならない。20 日以内に、第 1 項又は第 3 項の方式により、譲受人を指定しなければならない。期限を過ぎても指定しない、又は指定する譲受人が同じ条件で譲受けない場合、譲渡に同意したものとみなし、定款の社員及びその出資額に関する事項の修正に同意したものとみなす。(第 4 項)
第 112 条	会社は欠損を補填し、全ての税金を完納した後に、利益を分配する場合、まず、100 分の 10 の法定準備金を積み立てなければならない。但し、法定準備金が資本総額に達した場合はこの限りではない。(第 1 項)
	前項の法定準備金を除き、会社は定款規定又は、社員全員の同意により、特別利益準備金を別に積み立てることができる。(第 2 項)
	会社の責任者が、第 1 項の規定に違反し、法定準備金を積み立てない場合、それぞれ NT\$6 万以下の罰金に処す。(第 3 項)
第 113 条	会社の定款変更、合併、解散及び清算は、無限責任会社に関する規定を準用する。
第四章 二合会社	
第 114 条	二合会社は、無限責任会社の社員と有限会社の社員により組織される。(第 1 項)
	無限責任会社の社員は、会社の債務に対し、連帯して無限の責任を負い、有限会社の社員は、出資額を上限に、会社に対しその責任を負う。(第 2 項)
第 115 条	二合会社は本章の規定以外に、第二章の規定を準用する。
第 116 条	二合会社の定款は、第 41 条に定める各号の事項のほかに、各社員の責任が無限か有限かを明記しなければならない。
第 117 条	有限責任社員は、信用又は労務を出資とすることができない。
第 118 条	有限責任社員は、各会計年度終了時に、会社の勘定、業務及び財産状況を検査、閲覧することができる。必要な場合、裁判所は有限責任社員の申立により、何時でも会社の勘定、業務及び財産状況を検査することを許すことができる。(第 1 項)
	前項の検査を阻害、拒絶又は回避する行為について、それぞれ NT\$2 万以上 NT\$10 万以下の過料に処す。連続して、阻害、拒絶又は回避した場合、毎回連続してそれぞれ NT\$4 万以上 NT\$20 万以下の過料に処す。(第 2 項)
第 119 条	有限責任社員は、無限責任社員の過半数の同意無しに、その出資の全部又は一部を他人に譲渡してはならない。(第 1 項)
	第 111 条第 2 項及び第 4 項の規定は、前項において準用する。(第 2 項)

第 120 条	有限責任社員は、自己又は他人のために会社と同種の業務行為を行うことができ、他の会社の無限責任社員又は組合事業の組合員にもなることができる。
第 121 条	有限責任社員に、無限責任の社員であると誤信させるような行為がある場合、善意の第三者に対し、無限責任社員の責任を負わなければならない。
第 122 条	有限責任社員は、会社の業務を執行してはならず、且つ対外的に会社を代表できない。
第 123 条	有限責任社員は、禁治産の宣告と補助の宣告を受けた場合退社する。(第 1 項) 有限責任社員が死亡した場合、その出資はその相続人に属する。(第 2 項)
第 124 条	有限責任社員が、自己の責任に帰属しない重大な事由がある場合、無限責任社員の過半数の同意により退社又は裁判所に退社を申立てることができる。
第 125 条	有限責任社員に次の各号の事由の一がある場合、無限責任社員全員の同意により、それを除名することができる。 1. 出資義務の不履行 2. 不正行為があり、会社の利益を妨害する場合(第 1 項) 前項の除名は、かかる社員に通知しなければ対抗することができない。(第 2 項)
第 126 条	会社は、無限責任社員又は有限責任社員全員の退社により解散する。但し、残余社員の全員一致により無限責任社員又は有限責任社員を加入させ、経営を継続することができる。(第 1 項) 前項の有限責任社員全員が退社する場合、無限責任社員が二人以上の場合、全員一致により、その組織を無限責任会社に変更することができる。(第 2 項) 無限責任社員と有限責任社員は、全員の同意により、その組織を無限責任会社に変更する場合、前項の規定に基づき行う。(第 3 項)
第 127 条	清算は、無限責任社員全員が行う。但し、無限責任社員の過半数の同意により、別に清算人を選任することができ、その解任もまた同じとする。
第五章 株式会社	
第一節 設立	
第 128 条	株式会社は二人以上の発起人がなければならない。(第 1 項) 無行為能力者又は制限行為能力者は、発起人になれない。(第 2 項) 政府又は法人は発起人になることができる。但し、法人が発起人になる場合、次の事由の場合に限られる： 1. 会社。 2. それが研究開発する専門技術又は知的財産権を投資の対価とする法人。 3. 目的事業主務機関より、その創設目的に関連するとして認可された法人。
第 128-1 条	政府又は法人株主一人で組織される株式会社は、前条第 1 項の制限を受けない。かかる会社の株主総会の職権は、取締役会が行使し、この法律の株主総会に関する規定は適用しない。(第 1 項) 前項の会社の取締役、監査役は、政府又は法人株主が指名する。(第 2 項)
第 129 条	発起人は、全員の同意により定款を制定し、次の各事項を記載し、これに署名又は押印しなければならない。 1. 会社名称。 2. 従事する事業。 3. 株式総数及び一株あたりの金額。 4. 本店所在地。

	<p>5. 取締役及び監査役の人数及び任期。</p> <p>6. 定款制定の年月日。</p>
第 130 条	<p>次の各号の事項は、定款に定めない限り、効力が生じない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 支店の設立。 2. 株式を数回に分けて発行する場合、会社設立時に定めた発行総額。 3. 解散の事由。 4. 優先株の種類及びその権利義務。 5. 発起人が受けることのできる特別利益及び利益を受ける者の氏名。(第 1 項) <p>前項第 5 号の発起人が受けることのできる特別利益は、株主総会において修正又は取り消すことができる。但し、発起人が既に得た利益を侵してはならない。(第 2 項)</p>
第 131 条	<p>発起人が、第一回目に発行すべき株式を引受けた場合、直ちに株数に応じた株式金額を払い込み、取締役及び監査役を選任しなければならない。(第 1 項)</p> <p>前項の選任方法は、第 198 条の規定を準用する。(第 2 項)</p> <p>第 1 項の株式金額は、会社の事業が必要とする財産により、払い込みに充てることができる。(第 3 項)</p>
第 132 条	<p>発起人が第一回目の発行株式を引受けない場合、不足部分を募集しなければならない。(第 1 項)</p> <p>前項の株式を募集時において、第 157 条の規定に基づき、優先株を発行することができる。(第 2 項)</p>
第 133 条	<p>発起人が株式を公開募集する場合、先ず次の事項を具備し、証券管理機構の審査を申請しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 営業計画書。 2. 発起人の氏名、経歴、株式の引受け数及び出資の種類。 3. 目論見書。 4. 株式代金の支払を取り扱う銀行又は郵便局の名称と住所。 5. 募集の代行を取り扱う機構がある場合、その名称及び約定事項。 6. 証券管理機構が規定するその他事項。(第 1 項) <p>前項の発起人が引受ける株式は、第一回目の発行株式の 4 分の 1 を下回ることはできない。(第 2 項)</p> <p>第 1 項の各号は、証券管理機構からの通知が到達した日から 30 日以内において、認可文書番号及び年月日を加え、これを公告して募集しなければならない。但し、第 5 号の約定事項は公告しなくてもよい。(第 3 項)</p>
第 134 条	<p>株式金額の払い込みを取り扱う銀行又は郵便局は、預かった株式代金につき、それが受領した金額を証明する義務があり、その証明した受領金額は、既に払い込まれた株式金額と認める。</p>
第 135 条	<p>株式の公開募集申請に、次の事由の一がある場合、証券管理機構は認可を出さないか、又は認可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請事項に法令違反または虚偽がある場合。 2. 申請事項に変更があり、期限内に補正すべきものを補正しなかった場合。(第 1 項) <p>発起人に前項第 2 号の事由がある場合、証券管理機関が、それぞれ NT\$2 万以上 NT\$10 万以下の過料に処す。(第 2 項)</p>
第 136 条	<p>前条の認可が取り消され、未だ募集がなされていない場合、募集を停止する。既に募集がなされた場合、応募者は株式の原発行金額に法定利息を加えた金額の返還を請求することができる。</p>
第 137 条	<p>目論見書には、次の各事項を記載しなければならない：</p>

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第 129 条及び第 130 条に定める各事項。 2. 各発起人がそれぞれ引受けた株式数。 3. 額面以上の金額で発行する場合、その金額。 4. 株式総数の募集期限、及び期限を過ぎても募集できない場合、株式引受申込者はその株式引受を撤回できることの表明。 5. 優先株を発行する場合、その総額及び第 157 条各号の規定。 6. 無記名株を発行する場合、その総額。
第 138 条	<p>発起人は、株式引受申込書を備え、第 133 条第 1 項の各号の事項を記載し、証券管理機関の認可文書番号及び年月日を付記し、株式引受申込者が、それが引受ける株数、金額及びその住所又は居所を記入し、署名又は押印しなければならない。(第 1 項)</p> <p>額面以上の金額で発行する場合、株式引受申込者は、株式引受申込書に引受金額を記載しなければならない。(第 2 項)</p> <p>発起人が第 1 項の規定に違反し、株式引受申込書を備えなかった場合、証券管理機関がそれぞれ NT\$1 万以上 NT\$5 万以下の過料に処す。</p>
第 139 条	株式引受申込者には、それが記入した株式引受申込書に基づき、株式金額を支払う義務がある。
第 140 条	株式の発行価格は、額面を下回ってはならない。但し、株式を公開する会社について、証券管理機関に別段の規定がある場合はこの限りではない。
第 141 条	第一回目に発行した株式総数の募集が終了した時、発起人は該当株式引受申込者に払い込みをするよう催告し、額面以上の金額で発行する場合、余剰分と株式金額は同時に支払わなければならない。
第 142 条	<p>株式引受申込者が、前条の支払うべき株式金額の支払を滞納した場合、発起人は 1 ヶ月以上の期限を定め、該当株式引受申込者に払い込みをするよう催告し、期限内に払い込まない場合その権利を失う旨を表明しなければならない。(第 1 項)</p> <p>発起人が前項の催告を行っても、株式引受申込者が支払わなかった場合、株式引受申込者は直ちにその権利を失い、それが引受けた株式の分については、改めて別段に募集する。(第 2 項)</p> <p>前項の事情で、損害を受けた場合、株式引受申込者に賠償を請求することができる。(第 3 項)</p>
第 143 条	前条の株式金額の支払後、発起人は 2 ヶ月以内に創立総会を招集しなければならない。
第 144 条	創立総会の順序及び決議については、第 172 条第 1 項、第 3 項、第 6 項、第 174 条から第 179 条、第 181 条及び第 183 条の規定を準用する。但し、取締役及び監査役の選任に関しては、第 198 条の規定を準用する。
第 145 条	<p>発起人は、次の各号の事項を創立総会で報告しなければならない:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社の定款。 2. 株主名簿。 3. 発行済み株式総数。 4. 現金以外の財産を株式金額に充てる場合、その氏名及びその財産の種類、数量、価格又は見積基準及び会社が引渡す株数。 5. 会社が負担すべき設立費用、及び発起人はそれが受けることのできる報酬。 6. 優先株を発行する場合、その株式総数。 7. 取締役、監査役の名簿に、その住所、居所、身分証明証番号又はその他政府が発行する身分証明書類

	の番号を記載すること。(第 1 項)
	発起人に前項報告事項に虚偽があった場合、それぞれ NT\$6 万以下の罰金を科す。(第 2 項)
第 146 条	創立総会において、取締役、監査役を選任しなければならない。取締役、監査役は選任された後直ちに、前条に定められる事項を調査し、創立総会に報告しなければならない。(第 1 項)
	取締役、監査役が発起人から選任され、且つ自己と利害関係がある場合、前項の調査について、創立総会は検査役を別段に選任した上で行うことができる。(第 2 項)
	前二項で定める調査に、濫用又は虚偽の事項がある場合、創立総会はこれを削減することができる。(第 3 項)
	発起人に、調査を阻害する行為、又は取締役、監査役、検査役が虚偽の報告をした場合、それぞれ NT\$6 万以下の罰金を科す。(第 4 項)
	第 1 項、第 2 項の調査報告につき、取締役、監査役又は検査役が提出延期の請求を行う場合、創立総会は、第 182 条の規定を準用し、集会を延期又は続行しなければならない。(第 5 項)
第 147 条	発起人はそれが受けることのできる報酬又は特別利益及び会社が負担すべき設立費用を濫用した場合、創立総会は、これを削減することができる。株式金額に財産を充て、その見積が著しく高い場合、創立総会はその株式数を減じ、又はその補足を命じることができる。
第 148 条	第一回目の発行株式の引受けが足りない場合、及び引受けたものの払込がなされなかった場合、発起人は連帯して払い込みをしなければならない。引き受けをしたものの取消された場合も同じとする。
第 149 条	第 147 条及び第 148 条の事由により、会社が損害を受けた場合、発起人に対し賠償を請求できる。
第 150 条	会社が成立できない場合、発起人は会社の設立に関して為した行為、及び設立に要した費用につき、連帯責任を負わなければならない。濫用のため削除された場合も同じとする。
第 151 条	創立総会は、会社の定款の修正又は会社不設立の決議を下すことができる。(第 1 項)
	第 277 条第 2 項から第 4 項の規定につき、前項の定款修正に準用し、第 316 条の規定は、前項の会社不設立の決議に準用する。(第 2 項)
第 152 条	第一回目の発行株式の募集が完了してから 3 ヶ月を過ぎても尚も株式金額の払込がなされない場合、又は既に払込まれたものの発起人が 2 ヶ月以内に創立総会を招集しない場合、株式引受者はその株式引受を取り消すことができる。
第 153 条	創立総会の終了後、株式引受者は株式の引受を取り消してはならない。
第 154 条	株主の会社に対する責任は、それが払込んだ株式の金額を限度とする。
第 155 条	発起人が会社の設立事項につき、その任務を怠慢し、会社に損害を与えた場合、会社に対し連帯し賠償責任を負わなければならない。(第 1 項)
	発起人は、会社に対し設立登記前に負担した債務は、登記後尚も連帯責任を負わなければならない。(第 2 項)
第二節 株式	
第 156 条	株式会社の資本は、株式に分け、一株あたりの金額は均一でなければならず、一部を特別株にすることができる。その種類は定款で定める。(第 1 項)
	前項の株式総数は、数回に分けて発行することができる。(第 2 項)
	会社は取締役会の決議に基づき、証券管理機構に対し株式の公開発行の手続を申請することができる。株

	<p>式の公開発行の廃止を申請する場合、発行済株式総数の3分の2以上を代表する株主が出席する株主総会において、出席株主の議決権の過半数の同意により行うことができる。(第3項)</p> <p>出席株主の株式総数が前項の定数に満たない場合、発行済株式総数の過半数を代表する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上の同意により行うことができる。(第4項)</p> <p>株式を公開発行する会社が既に解散し、行方不明又は会社の責任には属さない事由により、証券取引法に規定する株式公開発行会社の義務を履行することができない場合、証券管理機構はその株式公開発行を廃止することができる。(第5項)</p> <p>公営事業による株式公開発行及び株式公開発行の廃止は、かかる公営事業の主管機関からの許可を予め得なければならない。(第6項)</p> <p>株主の出資は、現金のほか、会社に対する金銭債権又は会社が必要とする技術を出資に充てることができる。それが充てた数額は取締役会の承認を得る必要があり、第272条の制限を受けない。(第7項)</p> <p>会社は、3分の2以上の取締役が出席し、出席取締役の過半数以上の同意を得た取締役会の決議により、会社設立後、他の会社の株式を引受けを対価に、新株を発行することができ、第267条第1項から第3項の制限を受けない。(第8項)</p> <p>会社の設立後、財務構成の改善又は正常な運営の回復のために、政府が認可する特別案件の救済措置に参加する場合、政府から財務上の支援を受ける対価として、新株を発行し政府に譲渡することができる。その発行手続は、この法律の新株発行に関する規定の制限を受けず、関連規則は中央主務機関が定める。(第9項)</p> <p>前項の救済措置の金額が NT\$10 億以上の場合、かかる特別案件を認可した主務機関は救済措置を受ける会社と共同で、立法院において救済計画に関する報告を行わなければならない。(第10項)</p> <p>同時に発行する株式の発行条件が同じである場合、価格もまた一律でなければならない。但し株式を公開発行する会社において、その株券発行価格の決定方法は、証券管理機関が別段に定めることができる。(第11項)</p>
第157条	<p>会社が優先株を発行する場合、次の各号について、定款に定めなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 優先株の利息及び利益配当の順序、固定金額又は固定比率。 2. 優先株に係る会社剰余財産の分配順序、固定金額又は固定比率。 3. 優先株の株主の議決権行使の順序、制限又は議決権を有さないこと。 4. 優先株の権利、義務に関するその他事項。
第158条	<p>会社が発行する優先株は、回収することができる。但し、優先株株主の定款に基づく権利を害してはならない。</p>
第159条	<p>会社が既に優先株を発行しており、その定款の変更により優先株株主の権利に損害を与える場合、発行済株式総数の3分の2以上を有する株主が出席する株主総会で、出席株主の議決権の過半数により決議するほか、優先株株主総会の決議も得なければならない。(第1項)</p> <p>株式を公開発行する会社で、出席株主の株式総数が前項の定数に満たない場合、発行済株式総数の過半数の株主が出席する株主総会で、出席株主の議決権の3分の2以上の同意により行い、優先株株主総会の決議も得なければならない。(第2項)</p> <p>前二項の出席株主の株式総数及び議決権数につき、定款にそれより高い規定がある場合、その規定に従う。(第3項)</p>

	優先株株主総会については、株主総会の規定を準用する。(第4項)
第160条	株式を数人により共有される場合、共有者は株主の権利を行使すべき一名を指定しなければならない。(第1項)
	株式の共有者は、会社に対し連帯して株式金額を払込みを行う義務がある。(第2項)
第161条	会社は、設立登記又は新株発行変更登記をした後でなければ、株券を発行することができない。但し、株式を公開発行する会社において、証券管理機関が別段規定を定める場合、この限りではない。(第1項)
	前項の規定に違反し株券を発行した場合、その株券は無効とする。但し、所持者は株券発行者に対し損害賠償を請求することができる。(第2項)
第161-1条	会社の資本金が中央主務機関が定める一定金額以上になった場合、設立登記又は新株発行変更登記後3ヶ月以内に株券を発行しなければならない。中央主務機関が定める一定金額に満たない場合、定款において別段の規定がある場合を除き、株券を発行してはならない。(第1項)
	会社の責任者が前項の規定に違反し、株券を発行しなかった場合、主務機関が期限を定めて発行するよう命令するほか、それぞれNT\$1万以上NT\$5万以下の過料に処す。期限を過ぎて尚も株券を発行しない場合、引続き、期限を定め発行するよう命令することができるほか、株券を発行するまで連続して、NT\$2万以上NT\$10万以下の過料を処すことができる。(第2項)
第162条	株券には番号をつけ、次の事項を記載し、三人以上の取締役が署名又は押印し、主管機関又はそれを認可した発行登記機関の認証を得た後発行しなければならない。
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会社名称。 2. 設立登記又は新株発行登記の期日。 3. 発行株式総数及び一株あたりの金額。 4. 今回発行する株数。 5. 発起人の株券には、発起人の株券であることを表示する文字。 6. 優先株の株券にはその優先株の種類を表示する文字。 7. 株券発行期日。(第1項)
	記名株券には、株主の氏名を記載し、それを同一人が所有する場合、同一の氏名を記載しなければならない。政府又は法人が株券を所有する場合、政府又は法人の名称を記載しなければならないが、別人の氏名、又は代表者の氏名のみを記載してはならない。(第2項)
	第1項の株券認証規定は、中央主務機関が定める。但し、株式を公開する会社において、証券管理機関が別段規定を定める場合、この限りではない。(第3項)
第162-1条	株式を公開する会社が新株を発行する場合、今回発行する総数を併合した株券を発行することができる。(第1項)
	前項の規定により発行された株券は、証券集中保管事業機関に保管しなければならない。(第2項)
	第1項の規定に基づき株券を発行する場合、前条第1項の株券の番号及び第164条の裏書き譲渡の規定は適用しない。(第3項)
第162-2条	株式を公開する会社は、それが発行する株式の株券印刷を免除できる。(第1項)
	前項の規定により発行する株式は、証券集中保管事業機構に登録しなければならない。(第2項)
第163条	会社の株式の譲渡は、定款をもって禁止又は制限することができない。但し、会社の設立登記後でなければ、譲渡することはできない。(第1項)

	<p>発起人の株式は、設立登記後 1 年を経なければ譲渡することができない。但し、会社の合併又は分割後、新設会社の発起人の株式は譲渡することができる。(第 2 項)</p>
第 164 条	<p>記名株券は株券所有者の裏書により譲渡ことができ、譲受人の氏名又は名称を株券に記載しなければならない。無記名株券は交付により譲渡することができる。</p>
第 165 条	<p>株式の譲渡は、譲受人の氏名又は名称及び住所又は居所を会社の株主名簿に記載しなければ、その譲渡は会社に対抗することはできない。(第 1 項)</p> <p>前項の株主名簿の記載変更は、定時株主総会開会前の 30 日間、又は臨時株主総会開会前の 15 日間、又は会社が利息及び利益、又はその他利益の配当日の基準日前の 5 日間は、行うことができない。(第 2 項)</p> <p>株式を公開する会社が行う第 1 項の株主名簿の記載変更は、定時株主総会開会前の 60 日間、臨時株主総会開会前の 30 日間は、行うことができない。(第 3 項)</p> <p>前二項の期間は、開会日又は基準日から起算する。</p>
第 166 条	<p>会社は、定款の規定により、無記名株券を発行することができる。但し、その株数は、発行済み株式総数の 2 分の 1 を超えてはならない。(第 1 項)</p> <p>会社は株主の請求により、無記名株券を発行するか、又は無記名株券を記名式に変えることができる。(第 2 項)</p>
第 167 条	<p>会社は、第 158 条、第 167-1 条、第 186 条及び第 317 条の規定による場合を除き、自己株式を回収、買受け又は質権の目的として受取ることができない。但し、株主が清算をするか又は破産宣告を受けた場合、市場価格によりその株式を回収し、それが清算又は破産宣告前に会社にかけていた債務に充てることができる。(第 1 項)</p> <p>会社は、前項の但書、第 186 条の規定に基づき回収又は買受けた株式を、6 ヶ月以内に市場価格で売却しなければならず、期限内に売却しなかった場合、会社はかかる株式を発行していないものとみなし、変更登記を行わなければならない。(第 2 項)</p> <p>既に発行済みの議決権株式総数、又は資本総額の半数を超える株数又は資本を所有される従属会社は、支配会社の株式を買受たり又は、質権の目的として受取することはできない。(第 3 項)</p> <p>前項の支配会社及びその従属会社が直接又は間接的に他の会社の発行済みの議決権株式総数又は、資本総額の半数を超える株式又は資金を所有する場合、他の会社は、支配会社及びその従属会社の株式を買受たり又は質権の目的として受取することはできない。(第 4 項)</p> <p>会社の責任者が前四項の規定に違反し、株式を回収したり又は買受たり又は質権の目的として受取り、又は価格を引き上げ債務の弁済に充てたり、又は価格を下げて売却した場合、賠償責任を負わなければならない。(第 5 項)</p>
第 167-1 条	<p>会社は法律に別段の規定がある場合を除き、3 分の 2 以上の取締役が出席し、出席取締役の過半数を超える同意を得た取締役会の決議により、かかる会社の発行済み株式総数の 100 分の 5 を超えない範囲において、その株式を買受けることができる。買受けた株式の総額は、利益準備金の積立に資本準備金の積立を加えた金額を超えてはならない。(第 1 項)</p> <p>前項の会社を買受けた株式は、3 年以内において労働者に譲渡しなければならず、期限内に譲渡しなかった場合、会社はかかる株式を発行していないものとみなし、変更登記を行わなければならない。(第 2 項)</p> <p>会社が第 1 項の規定に基づき買受けた株式は、株主の権利を享有できない。(第 3 項)</p>
第 167-2 条	<p>会社は法律に別段の規定がある場合を除き、3 分の 2 以上の取締役が出席し、出席取締役の過半数を超え</p>

	<p>る同意を得た取締役会の決議により、労働者と株式引受権の契約を締結し、一定期間内において労働者が約定する価格で特定数の株式を引受けることができる旨を約定し、契約の締結後、会社は労働者に対し株式引受証を発行する。(第1項)</p> <p>労働者が取得した株式引受証は譲渡することができない。但し、相続の場合はこの限りではない。(第2項)</p>
第167-3条	<p>会社が、第167-1条の規定又はその他法律規定により買戻した自社株を従業員に譲渡する場合、従業員が一定期間において、これを譲渡できないことを制限することができる。但し、かかる期間は最長2年を超えることはできない。</p>
第168条	<p>会社は株主総会の減資の決議を経なければ、その株式を消却することができない。減資は、株主が所有する株式数に比例して減少しなければならない。但し、この法律又はその他法律に別段の規定がある場合はこの限りではない。(第1項)</p> <p>会社の減資は、現金以外の財産により株式代金を返還することができる。返還した財産及び充当した金額は、株主総会の決議を経て、かかる財産を受領した株主の同意を得なければならない。(第2項)</p> <p>前項の財産の且つ及び充当する金額について、取締役会は株主総会前に、公認会計士の監査、認証を受けなければならない。(第3項)</p> <p>会社の責任者が前三項の規定に違反した場合、それぞれNT\$2万以上NT\$10万以下の過料に処す。(第4項)</p>
第168-1条	<p>会社は欠損補填のために、会計年度終了前において、減資又は増資を行う必要がある場合、取締役会は決算書及び欠損補填の議案を、株主総会開会の30日前までに監査人に提出し、承認を受けた後、取締役会の決議を求めなければならない。(第1項)</p> <p>第229条から第231条の規定は、前項の規定に基づき臨時株主総会の決議を求める時、準用する。(第2項)</p>
第169条	<p>株主名簿には番号をつけ、次の事項を記載しなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各株主の氏名又は名称、住所又は居所。 2. 各株主の株数、株券を発行する場合、その株券番号。 3. 株券発行の期日。 4. 無記名株券を発行する場合、その株数、番号及び発行期日を記載しなければならない。 5. 優先株を発行する場合、優先株の種類を表示する文字。(第1項) <p>コンピューター作業又は機器で処理する場合、前項の資料は付表で補足することができる。(第2項)</p> <p>会社を代表する取締役は、株主名簿を本店又はそれが指定するサービス代理機構に備置かなければならない。これに違反した場合、NT\$1万以上NT\$5万以下の過料に処す。連続して名簿の備置きを拒否した場合、連続してNT\$2万以上NT\$10万以下の過料に処すことができる。</p>
<p>第三節 株主総会</p>	
第170条	<p>株主総会は次の二種類に分けられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定時株主総会は、毎年少なくとも一回招集する。 2. 臨時株主総会は、必要な時に招集する。(第1項) <p>前項の定時株主総会は、各会計年度終了後6ヶ月以内に招集しなければならない。但し、正当な事由により主務機関に届け出、許可を得た場合はこの限りではない。(第2項)</p> <p>会社を代表する取締役、前項の招集期限に関する規定に違反した場合、NT\$1万以上NT\$5万以下の過</p>

	料に処す。(第 3 項)
第 171 条	この法律に別段の定めがある場合を除き、株主総会は取締役会が招集する。(第 1 項)
第 172 条	<p>定時株主総会の招集は、20 日前に各株主に通知し、無記名式株券の所有者に対しては、30 日前に公告しなければならない。(第 1 項)</p> <p>臨時株主総会の招集は、10 日前に各株主に通知し、無記名式株券の所有者に対しては、15 日前に公告しなければならない。(第 2 項)</p> <p>株式を公開する会社の定時株主総会の招集は、30 日前までに株主に通知しなければならないが、無記名式株券の所有者に対しては、45 日前までに公告しなければならない。株式を公開する会社の臨時株主総会の招集は、15 日前までに株主に通知しなければならないが、無記名式株券の所有者に対しては、30 日前までに公告しなければならない。(第 3 項)</p> <p>通知及び公告には、招集事由を記載しなければならない。かかる通知は、相手方の同意を得た場合に限り、電磁方式で行うことができる。(第 4 項)</p> <p>取締役、監査役の選任又は解任、定款の変更、会社の解散、合併、分割又は第 185 条第 1 項の各号の事項を、招集事由に記載しなければならないが、臨時動機を提出してはならない。(第 5 項)</p> <p>会社を代表する取締役が、第 1 項、第 2 項又は第 3 項の通知期限の規定に違反した場合、それぞれ NT\$1 万以上 NT\$5 万以下の過料に処す。(第 6 項)</p>
第 172-1 条	<p>発行済株式総数の 100 分の 1 以上の株式を所有する株主は、書面により定時株主総会の議案を会社に提出することができる。ただし、議案は一項目に限定され、一項目を超える提案をした場合、議案に盛り込むことはできない。(第 1 項)</p> <p>会社は定時株主総会開催前の株式名義書換停止日前までに、株主からの議案を受理すること、受理する場所及び受理期間を公告しなければならない。その受理期間は 10 日を下回ってはならない。(第 2 項)</p> <p>株主が提案する議案は 300 字を限度とし、300 字を超える場合、かかる提案は議案に盛り込まない。提案を行った株主は自ら又は他人に委託し定時株主総会に出席しなければならないが、かかる議案の検討に参加しなければならない。(第 3 項)</p> <p>次の事由の一がある場合、株主により提案された議案につき、取締役会はこれを議案としないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. かかる議案が株主総会の決議を得たものではない場合。 2. 提案を行った株主が、会社法第 165 条第 2 項又は第 3 項に基づき株式の名義書換の停止をした時の持株比率が 100 分の 1 に満たない場合。 3. かかる議案が、公告する受理期間内に提出されなかった場合。(第 4 項) <p>会社は、株主総会招集の通知日前までに、処理結果を、提案を行った株主に通知し、本条の規定にそう議案を総会通知に記載しなければならない。議案に盛り込まれなかった株主の提案について、取締役会は株主総会説明において盛りこまなかった理由を説明しなければならない。(第 5 項)</p> <p>会社の責任者が第 2 項又は前項規定に違反した場合、それぞれ NT\$1 万以上 NT\$5 万以下の過料に処す。(第 6 項)</p>
第 173 条	<p>連続して 1 年以上、発行済株式総数の 100 分の 3 以上の株式を所有する株主は、書面に提議事項及び理由を明記して取締役会に対し、臨時株主総会の招集を請求することができる。(第 1 項)</p> <p>前項の請求提出後 15 日以内において、取締役会が招集の通知を行わなかった場合、株主は主務機関に届出、許可を得た上で自ら招集することができる。(第 2 項)</p>

	<p>前二項の規定により招集された臨時株主総会は、会社の業務及び財産状況の調査のために、検査役を選任することができる。(第3項)</p> <p>取締役の株式の譲渡又はその他理由により、取締役会が株主総会を招集しない、又は招集できない場合、発行済株式総数の100分の3以上の株式を所有する株主は、主務機関に届出、許可を得た上で自ら招集することができる。(第4項)</p>
第174条	株主総会の決議は、この法律に別段の規定がある場合を除き、発行済株式総数の過半数の株式を代表する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数の同意により行わなければならない。
第175条	<p>出席株主が前条の定数に満たず、発行済株式総数の3分の1以上を代表する株主が出席する場合は、出席株主の議決権の過半数の同意により仮決議をすることができ、仮決議を各株主に通知し、1ヶ月以内に株主総会を再度招集することができる。それが無記名式株券を発行している場合は、仮決議を公告しなければならない。(第1項)</p> <p>前項の株主総会は、仮決議についてなおも、発行済株式総数の3分の1以上を代表する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数の同意により、前条の決議とみなす。(第2項)</p>
第176条	株式金額の払い込みを取り扱う銀行又は郵便局は、預かった株式代金につき、それが受領した金額を証明する義務があり、その証明した受領金額は、既に払い込まれた株式金額と認める。
第177条	<p>株主は毎回の株主総会において、会社が印刷発行する委任状に授權範囲を記載し、代理人を委任して株主総会に出席させることができる。(第1項)</p> <p>信託事業又は中央主務機関認可のサービス代理機構を除き、一人が同時に二人以上の株主の委任を受けた場合、それが代理する議決権は、発行済株式総数の議決権の100分の3を超えることはできず、超えた場合、その超えた部分の議決権は算入してはならない。(第2項)</p> <p>一人の株主は、委任状一通につき一人のみ委任し、株主総会開催の5日前までに、会社へ送達しなければならない。委任状が重複する場合、先に送達したものを優先する。但し、前の委任を撤回することを表明した場合はこの限りではない。(第3項)</p> <p>委任状が会社へ送達された後に、株主が株主総会への出席、或いは書面又は電磁方式で議決権の行使を希望する場合、株主総会開催の2日前までに、書面で委任撤回の通知を会社に行わなければならない。期限後に撤回した場合、委任する代人が出席し行使した議決権による。(第4項)</p>
第177-1条	<p>会社が株主総会を招集する場合、書面又は電磁方式によりその議決権を行使することができる。書面又は電磁方式により議決権を行使する場合、その行使方法を株主総会招集通知に記載しなければならない。但し、証券管理機関は、会社の規模、株主人数、会社の構成及びその他必要な状況に応じて、その行使方法を議決権の行使方式の一つに命じなければならない。(第1項)</p> <p>前項の書面又は電磁方式により議決権を行使する株主は、自ら株主総会に出席したものとみなす。但し、その時の株主総会での臨時動議及び従来議案の修正については、棄権したものとみなす。(第1項)</p>
第177-2条	<p>株主が書面又は電磁方式により議決権を行使する場合、株主総会開催の2日前までにその意思を会社に表示しなければならない。意思表示が重複する場合、先に送達されたものを基準とする。但し、前の意思表示を撤回することを表明した場合はこの限りではない。(第1項)</p> <p>株主が書面又は電磁方式により議決権を行使した後、株主総会へ自ら出席することを希望する場合、株主総会開催の2日前までに、行使した議決権と同一方式で前項で行使した議決権の意思表示を撤回しなければならない。期限後に撤回した場合、書面又は電磁方式により行使した議決権による。(第2項)</p>

	株主が書面又は電磁方式により議決権を行使し、委任状により代理人に株主総会の出席を委任した場合、委任した代理人が出席し行使した議決権による。(第3項)
第177-3条	株式を公開する会社が開催する株主総会は、株主総会の議事冊子を作成しなければならない、株主総会開催前において、議事冊子及びその他会議関連資料を公告しなければならない。(第1項) 前項公告の時間、方式、議事冊子に記載すべき主要事項及びその他遵守すべき事項の規則は、証券管理機構が定める。(第2項)
第178条	会議の事項について、株主にそれ自身と利害関係があり会社の利益を害する虞がある場合、議決に参加してはならず、その他株主を代理しその議決権を行使することもできない。
第179条	会社の各株主は、第157条第3号の事由がある場合を除き、一株につき一議決権を有する。(第1項) 次の事由の一つがある場合、その株式には議決権がない： 1. 会社が法に基づき所有する自己株式。 2. 既に発行済みの議決権株式総数又は資本総額の半数を超える株数または金額を所有される従属会社が所有するところの支配会社の株式。 3. 支配会社及びその従属会社から直接又は間接的に、他の会社の発行済みの議決権株式総数又は資本総額の半数を超える株数又は金額を所有される他の会社が所有するところの支配会社及びその従属会社の株式。(第2項)
第180条	株主総会の決議は、議決権のない株主の株式数を、発行済株式の総数に算入しない。(第1項) 株主総会の決議は、第178条の規定に基づき議決権を行使できない株式数を、出席株主の議決権数に算入しない。(第2項)
第181条	政府又は法人が株主である場合、その代表者は一名に限定されない。但し、その議決権の行使は尚も、それが所有する株式を合計して計算する。(第1項) 前項の代表者が二名以上いる場合、その代表者が行使する議決権は共同して行わなければならない。(第2項) 株式を公開発行する会社の株主が他人のために株式を持つとき、株主は議決権の分別して行うことができる。前項議決権の分別行使の資格条件、適用範囲、行使方式、作業の手順及びその他遵守すべき事項について、証券主管機関より定める。(第3項)
第182条	株主総会において5日以内の延長又は集会の続行について決議があった場合には、第172条の規定は適用しない。
第182-1条	株主総会が、取締役会により招集される場合、その議長は、第208条第3項の規定に基づき取り扱う。取締役会以外のその他招集権のある者により招集される場、議長は招集権のある者が就任し、招集権をもつ者が二名以上いる場合、一人を推薦し就任する。(第1項) 会社は議事規則を制定しなければならない。株主総会開催の際、議長が議事規則に違反した場合、解散宣言をし、出席株主の議決権の過半数の同意により一名を推薦し議長に任命した上で、会議を継続することができる。(第2項)
第183条	株主総会の議決事項について、議事録を作成し、これに議長が署名又は押印しなければならない、開催後20日以内において、議事録を各株主に配布しなければならない。(第1項) 前項議事録の作成及び配布は、電磁方式でなすことができる。(第2項) 第1項の議事録の配布について、株式を公開発行する会社は、公告方式で行うことができる。(第3項)

	<p>議事録には、会議の期日、場所、議長の氏名、決議方法、議事経過の要領及びその結果を記載しなければならない。会社が存在する限り、永久に保存しなければならない。(第4項)</p> <p>出席株主の出席名簿及び代理出席の委任状は、少なくとも1年保存しなければならない。但し、第189条の規定に基づき株主が訴訟を提起した場合、訴訟終結まで保存しなければならない。(第5項)</p> <p>会社を代表する取締役が、第1項、第4項又は前項の規定に違反した場合、NT\$1万以上NT\$5万以下の過料に処す。(第6項)</p>
第184条	<p>株主総会は、取締役会が作成した資料、監査役の報告を審査し、利益の分配及び欠損の補填について決議することができる。(第1項)</p> <p>前項の審査を行うために、株主総会は検査役を選任することができる。(第2項)</p> <p>前二項の検査を妨害、拒絶又は回避する行為がある場合、それぞれNT\$2万以上NT\$10万以下の過料に処す。(第3項)</p>
第185条	<p>会社が次の行為をなす場合、発行済株式総数の3分の2以上を代表する株主が出席する株主総会において、出席株主の議決権の過半数以上の同意を得ることで行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 営業全部の賃貸、経営の委託又は他人との経常的な共同経営に関する契約の締結、変更又は終了。 2. 営業又は財産の全部又は主要部分の譲渡。 3. 他人の全部の営業又は財産を譲受、会社の運営において重大な影響がある場合。(第1項) <p>株式を公開する会社において、出席株主の株式総数が前項の定足数に満たない場合、発行済株式総数の半数を代表する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上の同意を得ることで行うことができる。(第2項)</p> <p>前二項の出席株主の株式総数及び議決権数につき、定款にてこれより高い定めがある場合、その規定による。(第3項)</p> <p>第1項の行為の要領は、第172条にて定める通知及び公告に記載しなければならない。(第4項)</p> <p>第1項の議案は、3分の2以上の取締役が出席する取締役会で、出席取締役の半数の決議を得て提出しなければならない。(第5項)</p>
第186条	<p>株主総会が前条の決議を行う前に、かかる行為に対し反対の意思表示を書面にて会社に通知した株主は、株主総会においてもこれに反対した場合、当時の公平な価格によりそれが所有する株式を買取るよう請求することができる。但し、株主総会が前条第1項第2号の決議を行い、同時に解散の決議を行った場合はこの限りではない。</p>
第187条	<p>前条の請求は、第185条の決議日から20日以内において、株式の種類及び数を記載した書面を提出することで行わなければならない。(第1項)</p> <p>株主と会社の間で株式価格につき協議が成立した場合、会社は決議日から90日以内に代金を支払わなければならない。第185条の決議日から60日以内に協議が成立した場合、株主はかかる期間が経過してから30日以内に、裁判所に価格の決定を申立なければならない。(第2項)</p> <p>会社は、裁判所が決定した価格につき、第2項の期間満了日から法定利息を支払わなければならない。株式代金の支払は、株券の引渡と同時に行わなければならない。株式の移転は株式代金の支払時に発効する。(第3項)</p>
第188条	<p>第186条の株主の請求は、会社が第185条第1項に定める行為を中止した時、効力を失う。(第1項)</p> <p>株主が前条第1項及び第2項の期間内において、同項の請求を行わなかった場合も同じとする。(第2項)</p>

第 189 条	株主総会の招集手続及びその決議方法が、法令又は定款規定に違反した場合、株主は決議の日から起算して 30 日以内に、裁判所にその決議取消を求めることができる。
第 189-1 条	裁判所は、前条の決議取消の訴えについて、その違反事実が重大ではなく且つ決議に影響がないと判断する場合、その請求を却下することができる。
第 190 条	決議事項が既に登記されている場合、決議取消の判決が確定した後、主務機関は裁判所の通知又は利害関係者の申請により、その登記を抹消しなければならない。
第 191 条	株主総会の決議内容が、法令又は定款の規定に違反する場合、無効とする。
第四節 取締役及び取締役会	
第 192 条	<p>会社の取締役会には、少なくとも 3 人以上の取締役を置き、株主総会において行為能力を有する者から選任する。(第 1 項)</p> <p>株式を公開発行会社が前項に基づき選任する取締役の、全取締役のと併せて持株比率について、証券管理機構に別段の規定がある場合は、その規定に従う。(第 2 項)</p> <p>民法第 85 条の規定は、前項の行能力について適用しない。(第 3 項)</p> <p>会社と取締役との間の関係は、この法律に別段の規定がある場合を除き、民法の委任に関する規定に基づく。(第 4 項)</p> <p>第 30 条の規定は、取締役に対して準用する。(第 5 項)</p>
第 192-1 条	<p>株式を公開発行会社の取締役選挙で、候補者指名制を採用する場合、定款にその旨を記載しなければならず、株主は取締役候補者名簿から選任しなければならない。(第 1 項)</p> <p>会社は、株主総会開催前の株式名義書換日前までに、取締役候補者の受付期間、取締役として選ぶべき人数、受付場所及びその他必要事項を公告しなければならず、受付期間は 10 日を下回ってはならない。(第 2 項)</p> <p>発行済株式総数の 100 分の 1 以上の株式を所有する株主は、書面により取締役候補者リストを会社に提出することができる。指名する人数は、取締役として選ばれる人数を超えてはならない。取締役会が指名する取締役候補者の人数も同じとする。(第 3 項)</p> <p>前項の候補者を指名する株主は、候補者の氏名、学歴、経歴、選任した場合取締役に就任する意向があることの承諾書、第 30 条に規定する事由がないことの誓約書及びその他関連証明書類を添付しなければならない。被指名者が法人株主又はその代表者である場合、かかる法人の株主登記基本資料及び所有する株式数の証明書類を添付しなければならない。(第 4 項)</p> <p>取締役会又はその他招集権のある者が招集する株主総会は、取締役に指名された者に対し事前審査を行い、次の事由の一がある場合を除き、取締役候補者名簿に挙げなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 候補者指名の株主が、公告される受付期間以外に提出した場合。 2. 会社の第 165 条第 2 項又は第 3 項における株券名義書換停止時における、候補者指名の株主の持株比率が 100 分の 1 に満たない場合。 3. 指名する人数が取締役として選ばれる人数を上回る場合。 4. 第 4 項に規定する関連証明書類を添付しなかった場合。(第 5 項) <p>前項の、取締役に指名された者の審査の作業過程につき記録を作成し、少なくとも 1 年間保存しなければならない。但し、株主が取締役選挙について訴訟を提起する場合、訴訟終結まで保存しなければならない。(第 6 項)</p>

	<p>会社は、定時株主総会開催の 40 日前、又は臨時株主総会開催の 25 日前までに、取締役候補者名簿及び、その学歴、経歴、所有する株式数とそれが代表する政府、法人の名称及びその他関連資料を公告しなければならず、審査結果を候補者指名株主に通知しなければならない。指名者が、取締役候補者名簿に挙げられなかった場合、その理由を記載しなければならない。(第 7 項)</p> <p>会社の責任者が、第 2 項又は前二項の規定に違反した場合、NT\$1 万以上 NT\$5 万以下の過料に処す。(第 8 項)</p>
第 193 条	<p>取締役会の業務の執行については、法令、定款及び株主総会の決議に従わなければならない。(第 1 項)</p> <p>取締役会の決議が前項規定に違反し、会社に損害を与えた場合、その決議に参加した取締役は会社への賠償責任を負わなければならない。但し、異議を表示した取締役で、記録又は書面の表明でその旨が証明できる場合、その責任は免除される。(第 2 項)</p>
第 194 条	<p>取締役会の決議が法令又は定款の規定に違反する行為である場合、一年以上継続して株式を所有する株主は、取締役会にその行為を停止するよう請求することができる。</p>
第 195 条	<p>取締役の任期は 3 年を超えてはならない。但し、再選することはできる。(第 1 項)</p> <p>取締役の任期が満了し、改選が間に合わない場合には、取締役が改選され就任するまで、その職務の執行を延長する。但し、主務機関は職権により期限を定め会社に改選を命じることができ、期限内に改選しなかった場合、期限到来時に当然解任される。(第 2 項)</p>
第 196 条	<p>定款において、取締役の報酬の定めがない場合、株主総会の決議によりこれを定めなければならない。(第 1 項)</p> <p>第 29 条第 2 項の規定は、取締役に対して準用する。(第 2 項)</p>
第 197 条	<p>取締役は選任後、主務機関に対し、その選任時において所有する会社株式数を届出なければならない。株式を公開発行する会社の取締役が任期中において、選任時において所有する会社株式数の 2 分の 1 を超える株式を譲渡した場合、かかる取締役は当然解任される。(第 1 項)</p> <p>取締役の任期中において、その株式に増減がある場合、主務機関に届出、且つこれを公告しなければならない。(第 2 項)</p> <p>取締役を任期満了前に改選する場合、選任された取締役は、選任前において、選任当時において所有した会社株式総額の 2 分の 1 を超える株式を譲渡した場合、又は株主総会開催前の株主名義書換の停止期間において、持株の 2 分の 1 を超える株式を譲渡した場合、その選任は効力を失う。(第 3 項)</p>
第 197-1 条	<p>取締役の株式に質権を設定又は解除する場合直ちに、会社に通知しなければならず、会社は質権設定又は解除の 15 日以内に、その質権変動の事由を主務機関に届出、これを公告しなければならない。但し、株式を公開発行する会社で、証券管理機関に別段の規定がある場合はこの限りではない。(第 1 項)</p> <p>株式を公開発行する会社の取締役が所有する株式に質権を設定し、且つその数は選任当時において所有する株式総額の 2 分の 1 を超えるとき、その超える部分の株式は議決権を行使することができない、出席株主義決権の数に算入してはならない。(第 2 項)</p>
第 198 条	<p>株主総会において取締役を選任する場合、株主には、一株につき、選任すべき取締役の人数相当の選挙権があり、これを一人に集中又は数人に分けて投票することができ、選挙権を代表する票数を最も多く獲得したものが、取締役として選任される。(第 1 項)</p> <p>第 178 条の規定は、前項の選挙権につき適用しない。(第 2 項)</p>
第 199 条	<p>取締役は、株主総会の決議により随時解任することができる。任期中において、正当な理由なくそれを解任す</p>

	<p>る場合、取締役は会社に対し、これにより受けた損害を賠償するよう請求することができる。(第1項)</p> <p>株主総会が行う前項の決議は、発行済株式総数の3分の2以上を代表する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数の同意により行うことができる。(第2項)</p> <p>株式を公開する会社において、出席株主の株式総数が前項の定足数に満たない場合、発行済株式総数の過半数を代表する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上の同意により行うことができる。(第3項)</p> <p>前二項の出席株主の株式総数及び議決権数について、定款に高い定めがある場合、その規定に従う。(第4項)</p>
第199-1条	<p>株主総会が、取締役の任期満了前において、取締役全員を改選する決議を行い、任期満了時において取締役を解任する旨の決議を行わなかった場合、任期前の解任とみなす。(第1項)</p> <p>前項の改選は、発行済み株式総数の過半数の株主が出席する必要がある。(第2項)</p>
第200条	<p>取締役の業務の執行につき、会社に重大な損害を与える行為又は法令又は定款の規定に違反する重大な事項があり、株主総会がそれを解任する旨の決議を行わなかった場合、発行済株式総数の100分の3以上を所有する株主は、株主総会の30日後において、裁判所に訴訟を提起することができる。</p>
第201条	<p>取締役の欠員が3分の1に達した場合、取締役会は30日以内に臨時株主総会を開催し、補選しなければならない。但し、株式を公開発行する会社については、60日以内に臨時株主総会を開催し補選しなければならない。</p>
第202条	<p>会社の業務執行は、この法律又は定款において株主総会で決議すべき事項としての規定がある場合を除き、取締役の決議で行うことができる。</p>
第203条	<p>取締役会は董事長が招集する。但し、毎期第1回目の取締役会は、選挙権を代表する投票で最も多くの票を獲得した取締役がこれを招集する。(第1項)</p> <p>毎期第1回目の取締役会は、改選後15日以内に招集しなければならない。但し、前期の任期満了前に改選された取締役で、任期満了時に解任される決議が行われた場合、前期取締役の任期満了後15日以内に開催しなければならない。(第2項)</p> <p>前期取締役の任期満了前に改選された取締役で、任期満了時に解任される決議がなされた場合、その董事長、副董事長、常務取締役の改選は、任期満了前に行うことができ、前項の制限を受けない。(第3項)</p> <p>第1回目の取締役の招集は、出席取締役が、常務取締役又は董事長を選ぶのに必要とする最低出席人数に満たない場合、従来の招集者が15日以内に続けて招集し、第206条の決議方法で選任を行うことができる。(第4項)</p> <p>選挙権を代表する投票で最も多くの票を獲得した取締役が、第2項又は前項の期限内に取締役会を招集しない場合、5分の1以上の選任された取締役は、主務機関の認可を受けた上で、自ら招集することができる。(第5項)</p>
第204条	<p>取締役会の招集は、招集事由を記載に、7日前までに各取締役及び監査役に通知しなければならない。但し、緊急の場合は、随時招集することができる。(第1項)</p> <p>前項の招集通知は、相手方の同意がある場合、電磁方式で行うことができる。(第2項)</p>
第205条	<p>取締役会開催の場合、取締役自らが出席しなければならない。但し、会社の定款においてその他取締役が代理できることを定めた場合はこの限りではない。(第1項)</p> <p>取締役会開催がテレビ会議により行われ、その取締役がテレビ会議に参加した場合、自ら出席したものとみなす。</p>

	<p>す。(第 2 項)</p> <p>取締役がその他取締役に対し、取締役会への代理出席を委任する場合、毎回委任状を提出しなければならない。(第 3 項)</p> <p>前項の代理人は、一人の委任しか受けることができない。(第 4 項)</p> <p>取締役が国外に居住する場合、書面により国内に居住する他の株主に委任し、経常的に取締役会への代理出席を委任することができる。(第 5 項)</p> <p>前項の代理は、主務機関に対し申請し登記しなければならない、変更時も同じとする。(第 6 項)</p>
第 206 条	<p>取締役会の決議は、この法律にて別段の規定がある場合を除き、過半数の取締役が出席し、出席取締役の過半数の同意により行うことができる。(第 1 項)</p> <p>第 178 条、第 180 条第 2 項の規定は、前項の決議を準用する。(第 2 項)</p>
第 207 条	<p>取締役会の議事は、議事録を作成しなければならない。会議の事項が取締役に対し、自身利害関係があるとき、取締役はその会議で自身利害関係の重要内容について説明しなければならない。(第 1 項)</p> <p>前項の議事録は、第 183 条の規定を準用する。(第 2 項)</p>
第 208 条	<p>取締役会が常務取締役を設けていない場合、3 分の 2 以上の取締役が出席し、出席取締役の過半数の同意により、うち一名を董事長に推薦し、定款の規定に基づき、同じ方式で一名を副董事長に推薦することができる。(第 1 項)</p> <p>取締役会が常務取締役を設けている場合、その常務取締役は前項の選任方式により推薦し、その人数は少なくとも三名とし、多くも取締役の人数の 3 分の 2 を超えることはできない。董事長又は副董事長は、常務取締役が前項の選任方式により推薦する。(第 2 項)</p> <p>董事長は対内的には、株主総会、取締役会及び常務取締役会の議長となり、対外的には会社を代表する。董事長が休暇、又は職権を行使することができない場合、副董事長が代理する。副董事長がいない場合、又は副董事長が休暇、又は職権を行使することができない場合、董事長が指名する常務取締役一名が代理する。常務取締役を設けていない場合、指名された取締役一名が代理する。董事長が代理人を指名しない場合、常務取締役又は取締役が一名を推薦し代理する。(第 3 項)</p> <p>常務取締役は、取締役会休会の場合、法令、定款、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、集会方式により、経常的に取締役会の職権を執行し、かかる集会は董事長により随時招集され、半数以上の常務取締役の出席、及び出席する取締役の過半数の決議により行うことができる。(第 4 項)</p> <p>第 57 条及び第 58 条は会社を代表する取締役に対し準用する。(第 5 項)</p>
第 208-1 条	<p>取締役会が、職権を行使しない又は行使することができず、会社に損害を与える虞がある場合、裁判所は利害関係者又は検察官の申立により、一名以上の臨時管理者を選任し、董事長及び取締役会の職権を代行させることができる。但し、会社に不利となる行為をなしてはならない。(第 1 項)</p> <p>前項の臨時管理者につき、裁判所は主務機関に対し登記をするよう委任しなければならない。(第 2 項)</p> <p>臨時管理者が解任される場合、裁判所は主務機関に対し登記抹消をするよう委任しなければならない。(第 3 項)</p>
第 209 条	<p>取締役は、自己又は他人のために会社の営業範囲内にある行為を行い、株主総会に対しその行為の重要となる内容を説明しなければならない、承認を得なければならない。(第 1 項)</p> <p>株主総会が前項の承認をする決議を出した場合、発行済株式総数の 3 分の 2 以上を代表する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数の同意により行うことができる。(第 2 項)</p>

	<p>株式を公開発行する会社で、出席株主の株式総数が前項の定足数に満たない場合、発行済株式総数の過半数を代表する株主が出席し、出席株主の議決権の 3 分の 2 以上の同意により行うことができる。(第 3 項)</p> <p>前二項の出席株主の株式総数及び議決権数について、定款に高い定めがある場合、その規定に従う。(第 4 項)</p> <p>取締役が第 1 項の規定に違反し、自己又は他人のためにかかる行為をなした場合、株主総会は決議により、かかる行為に伴う所得を会社の所得としてみなすことができる。但し、発生から 1 年を超える場合はこの限りではない。(第 5 項)</p>
第 210 条	<p>証券主務機関に別段の規定がある場合を除き、取締役会は定款及び毎期の株主総会議事録、決算書を本店に備え置き、株主名簿及び社債原簿を本店又はサービス代理機構に備え置かなければならない。(第 1 項)</p> <p>前項の定款及び帳簿資料につき、株主及び会社の債権者は、利害関係証明書類を添付し、範囲を指定し、随時閲覧又は謄写の請求を行うことができる。(第 2 項)</p> <p>会社を代表する取締役が第 1 項の規定に違反し、定款、帳簿資料を備え置かず、又は前項の規定に違反し、正当な理由無しに閲覧又は謄写を拒絶した場合、NT\$1 万以上 NT\$5 万以下の過料に処す。(第 3 項)</p>
第 211 条	<p>会社の欠損が払込済資本金の 2 分の 1 に達した場合、取締役会は直ちに株主総会を招集し報告しなければならない。(第 1 項)</p> <p>会社の資産が、その債務を弁済するのに明らかに不足する場合、第 282 条に基づき取り扱うことができる場合を除き、取締役会は直ちに破産の宣告を申立てなければならない。(第 2 項)</p> <p>会社を代表する取締役が、前二項の規定に違反する場合、NT\$2 万以上 NT\$10 万以下の過料に処す。(第 3 項)</p>
第 212 条	<p>株主総会において、取締役に対する訴訟の提起を決議した場合、会社は決議の日から 30 日以内に提起しなければならない。</p>
第 213 条	<p>会社と取締役との間の訴訟は、法律に別段の規定がある場合を除き、監査役が会社を代表し、株主総会も同じく、別に会社を代表して訴訟を行う者を選任することができる。</p>
第 214 条	<p>継続して 1 年以上、発行済株式総数の 100 分の 3 以上を所有する株主は、監査役に対し、会社のために取締役に対し訴訟を提起するよう書面で請求することができる。(第 1 項)</p> <p>前項の請求日から 30 日以内に、監査役が訴訟を提起しない場合、前項の株主は会社のために訴訟を提起することができる。株主が訴訟を提起した場合、裁判所は被告の申請により、提訴した株主に相当な担保の提供を命じることができる。敗訴により会社が損害を受けた場合、提訴した株主は、会社に対し賠償責任を負わなければならない。(第 2 項)</p>
第 215 条	<p>前条第 2 項の訴訟提起の依拠となる事実が明らかに虚構であり、終局判決で確定した場合、かかる訴訟を提起した株主は、訴訟を提起された取締役に対し、この訴訟により受けた損害の賠償責任を負わなければならない。(第 1 項)</p> <p>前条第 2 項の訴訟提起の依拠となる事実が明らかに虚構であり、終局判決で確定した場合、訴訟を提起された取締役は、訴訟を提起した株主に対し、この訴訟により受けた損害の賠償責任を負わなければならない。(第 2 項)</p>
<p>第五節 監査役</p>	

<p>第 216 条</p>	<p>会社の監査役は、株主総会で選任され、監査役のうち少なくとも一名は国内に住所を有さなければならない。(第 1 項)</p> <p>株式を公開発行する会社の場合、前項に基づき選任する監査役を二名以上置く必要があり、その全監査役の併せた持株比率につき、証券管理機構に別段の規定がある場合、その規定に基づく。(第 2 項)</p> <p>会社と監査役との関係は、民法の委任に関する規定に基づく。(第 3 項)</p> <p>第 30 条の規定及び第 192 条第 1 項、第 3 項の行為能力に関する規定は、監査役に対し準用する。(第 4 項)</p>
<p>第 216-1 条</p>	<p>株式を公開発行会社の監査役選挙は、定款規定に基づき、候補者指名制を採用する場合、第 192-1 条の規定を準用する。</p>
<p>第 217 条</p>	<p>監査役の任期は 3 年を超えてはならない。但し、再選することはできる。(第 1 項)</p> <p>監査役の任期が満了し、改選が間に合わない場合、その職務執行を、改選監査役が就任するまで延長することができる。但し、主務機関は職権により、期限を定め会社に改選するよう命じることができ、期限が満了しても改選しない場合、期限満了時に当然解任する。(第 2 項)</p>
<p>第 217-1 条</p>	<p>全監査役が解任される場合、取締役会は 30 日以内に臨時株主総会を開催し選任しなければならない。但し、株式を公開する会社の場合、取締役会は 60 日以内に臨時株主総会を開催し選任しなければならない。</p>
<p>第 218 条</p>	<p>監査役は、会社の業務執行を監督しなければならないが、何時でも会社の業務及び財務状況を調査し、会計帳簿を審査し、取締役会又は支配人に報告を提出するよう請求することができる。(第 1 項)</p> <p>監査役が前項事務を行う場合、会社を代表し、弁護士又は会計士に審査の委任をすることができる。(第 2 項)</p> <p>第 1 項の規定に違反し、監査役の検査行為を阻害、拒絶又は回避する場合、それぞれ NT\$2 万以上 NT\$10 万以下の過料に処す。(第 3 項)</p>
<p>第 218-1 条</p>	<p>取締役が会社に重大な損害を与える虞があることを発見した場合、直ちに監査役に報告しなければならない。</p>
<p>第 218-2 条</p>	<p>監査役は、取締役会に出席し意見を述べるができる。(第 1 項)</p> <p>取締役会又は業務執行の取締役に、法令、定款又は株主総会の決議に違反する行為がある場合、監査役は直ちに取締役会又は取締役に通知しその行為を停止させなければならない。(第 2 項)</p>
<p>第 219 条</p>	<p>監査役は、取締役会が作成に株主総会に提出する各種資料を審査し、株主総会に意見を報告しなければならない。(第 1 項)</p> <p>監査役が前項の事務を取り扱う場合、会計士に委任し審査させることができる。(第 2 項)</p> <p>監査役が第 1 項の規定に違反し、虚偽の報告を行った場合、それぞれ NT\$6 万以下の罰金に処す。(第 3 項)</p>
<p>第 220 条</p>	<p>監査役は、取締役会が株主総会を招集しない、又は招集できない場合を除き、会社の利益のために、必要とする場合、株主総会を招集することができる。</p>
<p>第 221 条</p>	<p>監査役はそれぞれ単独で監査権を行使することができる。</p>
<p>第 222 条</p>	<p>監査役は会社の取締役、支配人又はその他職員を兼任することができない。</p>
<p>第 223 条</p>	<p>取締役が自己又は他人のために会社と売買、賃貸借又はその他法律行為をなす場合、監査役が会社を代表する。</p>

第 224 条	監査役の職務執行が法令、定款に違反する場合、又はその職務を怠ったことにより、会社に損害を与えた場合、会社に対して賠償責任を負わなければならない。
第 225 条	株主総会において、監査役に対し訴訟を提起することを決議した場合、会社は決議の日から 30 日以内に提起しなければならない。(第 1 項)
	前項の起訴の代表につき、株主総会は取締役以外の者を別に選任することができる。(第 2 項)
第 226 条	監査役が会社又は第三者に対し負う損害賠償責任で、取締役にもまた責任がある場合、かかる監査役及び取締役は連帯債務者となる。
第 227 条	第 196 条から第 200 条、第 208-1 条、第 214 条及び第 215 条の規定は、監査役に準用する。但し、第 214 条の監査役に対する請求は、取締役会に対して行わなければならない。
第六節 会計	
第 228 条	各会計年度の終わりにおいて、取締役会は次の資料を作成し、定時株主総会開催の 30 日前までに監査役の審査を受けなければならない。
	1. 営業報告書。
	2. 決算書。
	3. 利益処分及び欠損補填に関する議案。(第 1 項)
	前項の資料は、中央主務機関が規定する規則により作成しなければならない。(第 2 項)
	第 1 項の資料につき、監査役は、取締役会に対し、審査のために期限を早めて交付するよう求めることができる。(第 3 項)
第 229 条	取締役会が作成した各資料と監査役の報告書は、定時株主総会開催の 10 日前までに、本店に備置かなければならず、株主は何時でも閲覧することができ、それが委任する弁護士又は会計士を伴い閲覧することができる。
第 230 条	取締役会はそれが作成する各資料を定時株主総会の承認を求め提出しなければならず、定時株主総会の承認後、取締役会は、決算書及び利益処分又は欠損補填の決議を各株主に配布しなければならない。(第 1 項)
	前項の決算書及び利益処分又は欠損補填決議の各株主への配布について、株式を公開発行する会社は、公告方式によりなすことができる。(第 2 項)
	第 1 項の資料及び決議につき、会社の債権者はこれの提供又は謄写を要求することができる。(第 3 項)
	会社を代表する取締役が、第 1 項の規定に違反し、配布しなかった場合、それぞれ NT\$1 万以上 NT\$5 万以下の過料に処す。(第 4 項)
第 231 条	株主総会において、各資料の承認決議を受けた後、会社は、取締役及び監査役の責任を解除したものとみなす。但し、取締役及び監査役に違法行為がある場合はこの限りではない。
第 232 条	会社は欠損を補填し、この法律の規定に基づき法定準備金を提出した後でなければ、利息及び利益を配当することができない。(第 1 項)
	会社に未処分利益がない場合、利息及び利益として配当することができない。但し、法定利益準備金の積立が、払込済資本金の 100 分の 50 を超える場合、その超過部分を利息及び利益として配当することができる。(第 2 項)
	会社の責任者が、第 1 項又は前項の規定に違反し、利息及び利益を配当した場合、それぞれ 1 年以下の有期懲役、拘留又は NT\$6 万以下の罰金を科す、或いは併科する。(第 3 項)

第 233 条	会社が前条規定に違反し、利息及び配当として処分した場合、会社の責任者は返還を請求でき、これにより受けた損害の賠償を請求することができる。
第 234 条	<p>会社はその業務の性質に基づき、設立登記から、2 年以上の準備を経なければ営業を開始できない場合、主務機関の許可を得て、定款の規定に基づき、営業開始前の利息として処分することができる。(第 1 項)</p> <p>前項の利息処分の金額は、利息前払金として貸借対照表の株主資本に計上しなければならず、会社の営業開始後、各期に処分する利息及び利益が払込済資本金の 100 分の 6 を超える場合、かかる超過の金額と相殺することができる。(第 2 項)</p>
第 235 条	<p>利息及び利益配当は、定款に別段の規定がある場合を除き、各株主の持株比率に基づく。(第 1 項)</p> <p>定款において、従業員に対して配当する利益の割合を定めなければならない。但し、目的事業中央主務機関の特別事案として認可を得た場合はこの限りではない。(第 2 項)</p> <p>公営事業の主務機関より特別事案として認可を得た場合を除き、公営事業は、その定款において従業員に対する利益配当の割合を定めなければならず、前項本文の規定は適用しない。(第 3 項)</p> <p>定款において、従業員の株式配当対象を定めることができ、これには、一定条件に符合する従属会社の従業員を含む。(第 4 項)</p>
第 236 条	(削除)
第 237 条	<p>会社は、税金の完納後、利益を処分する場合、まず 100 分の 10 の法定利益準備金を積立てなければならない。但し、法定利益準備金が資本総額に達する場合はこの限りではない。(第 1 項)</p> <p>前項の法定利益準備金の他に、会社は定款の定め又は株主総会の決議により、特別利益積立金を別途積立てることができる。(第 2 項)</p> <p>会社の責任者が第 1 項の規定に違反し、法定利益準備金を積立なかった場合、それぞれ NT\$6 万以下の罰金に処す。(第 3 項)</p>
第 238 条	(削除)
第 239 条	<p>法定利益準備金及び資本準備金は、会社の欠損補填として充てる以外に使用してはならない。但し、第 241 条に規定する事由、又は法律に別段の規定がある場合はこの限りではない。(第 1 項)</p> <p>会社は、利益準備金を資本の欠損に充ててもなお不足する場合でなければ、資本準備金をこれに充てることはできない。(第 2 項)</p>
第 240 条	<p>会社は、発行済株式総数の 3 分の 2 以上を代表する株主が出席する株主総会で、出席株主の議決権の過半数の決議により、利息及び利益配当の全部又は一部を、新株発行の方式で行うことができる。一株あたりの金額に満たない場合は、現金配当とする。(第 1 項)</p> <p>株式を公開発行する会社において、出席株主の株式総数が前項の定足数に満たない場合、発行済株式総数の過半数の株主の出席で、出席株主の議決権の 3 分の 2 以上の同意により行うことができる。(第 2 項)</p> <p>前二項の出席株主の株式総数及び議決権数につき、定款にこれより高い規定がある場合、これに従う。(第 3 項)</p> <p>前三項の決議に基づき、利益を資本にくみいれる場合、定款に基づき従業員に配当すべき利益は、新株又は現金にて行わなければならない。(第 4 項)</p> <p>本条に基づき発行する新株は、株式を公開発行する会社が証券管理機構の規定に基づき取り扱わなければならない場合を除き、決議する株主総会の終結時に直ちに発効し、取締役会は即、各株主又は株主名簿に記載される質権者に通知しなければならない。無記名式株券を発行する場合、公告しなければならない。(第</p>

	5 項) 株式を公開する会社におけるその利息及び利益の配当は、定款において金額又は比率を定め、取締役会の決議に取扱いを授權している場合、取締役会の 3 分の 2 以上の取締役の出席及び出席取締役の過半数の決議により、第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、利息及び利益の全部又は一部の配当を、新株発行の方式で行うことができ、株主総会にこれを報告しなければならない。(第 6 項)
第 241 条	会社の欠損がない場合、前条で規定する株主総会の決議方法により、法定利益準備金及び次の資本準備金の全部又は一部を資本に充てることができ、株主が従来所有する株式比率に基づき新株或いは現金を発給する。 1. 額面を超える金額で発行した株券から得た所得 2. 寄付受領による所得(第 1 項) 前条第 5 項、第 6 項の規定は、前項の場合にこれを準用する。(第 2 項) 法定利益準備金を資本に充てる場合、かかる準備金が既に払込済資本の 100 分の 25 を超える部分を上限とする。(第 3 項)
第 242 条	(削除)
第 243 条	(削除)
第 244 条	(削除)
第 245 条	継続して一年以上、発行済株式総数の 100 分の 3 以上を所有する株主は、裁判所に検査役の選任を申立て、会社の業務帳簿及び財産状況を検査させることができる。(第 1 項) 裁判所は、検査役の報告に対し必要があると判断する場合、監査役に株主総会の招集を命じることができる。(第 2 項) 検査役の検査を阻害、拒絶又は回避する行為、又は監査役が裁判所の命令に反し株主総会を招集しない場合、それぞれ NT\$2 万以上 NT\$10 万以下の過料に処す。(第 3 項)
第七節 社債	
第 246 条	会社は取締役会の決議を経て、社債を募集することができる。但し、社債募集の理由及びこれに係る事項を、株主総会に報告する必要がある。(第 1 項) 前項の決議は、3 分の 2 以上の取締役が出席し、出席取締役の過半数の同意により行わなければならない。(第 2 項)
第 246-1 条	会社が社債を発行する場合、社債が弁済を受ける順序は会社のその他債権に劣ることを約定することができる。
第 247 条	社債の総額は、会社が現に有する全資産から、全負債及び無形資産を控除した残額を超えてはならない。(第 1 項) 無担保の社債総額は、前項残額の 2 分の 1 を超えてはならない。(第 2 項)
第 248 条	会社が社債を発行する場合、次の事項を記載し、証券管理機構に申請しなければならない。 1. 社名 2. 社債総額及び債券一枚あたりの金額 3. 社債の利率 4. 社債償還方法及び期限 5. 社債償還の資金調達計画及び保管方法

	<ol style="list-style-type: none"> 6. 社債募集により得た資金の用途及び運用計画 7. 以前社債の募集を行ったことがある場合、未償還の数と金額 8. 社債発行価格及び最低価格 9. 会社の株式総数と発行済株式総数及びその金額 10. 現在の会社の全資産から全負債及び無形資産を控除した後の残額 11. 証券管理機構が規定する決算書 12. 社債権者の受託者の名称及びその約定事項 13. 金員の取扱銀行又は郵便局の名称及び住所 14. 証券引受機構の名称及び約定事項 ok 15. 発行担保がある場合、その種類、名称及び証明書類 16. 発行保証人がある場合、その名称及び証明書類 17. 以前発行した社債又はその他債務に関して、違約又は元本利息の支払遅延の事実又は現状 18. 株式へ転換できる場合、その転換方法 19. 株式引受権が付与される場合、その引受方法 20. 取締役会の議事録 21. 社債に関するその他事項、又は証券管理機構が規定するその他事項（第 1 項）
	<p>私募社債は、第 249 条第 2 号及び第 250 条第 2 号の制限を受けず、発行後 15 日以内に発行関連資料を添付し、証券管理機構に届出なければならない。私募社債を行う会社は、上場、店頭、株式を発行する会社に限定されない。（第 2 項）</p>
	<p>前項の私募人数は、35 人を超えてはならない。但し、金融機構が応募する場合は限定されない。（第 3 項）</p>
	<p>会社に第 1 項の各事項に変更がある場合直ちに、証券管理機構に更正の申請を行わなければならない。但し、会社の責任者が更正の申請を行わなかった場合、証券管理機構はそれぞれ NT\$1 万以上 NT\$5 万以下の過料を処すことができる。（第 4 項）</p>
	<p>第 1 項の第 7 号、第 9 号から第 11 号、第 17 号については、会計士の監査承認を得なければならない。第 12 号から第 16 号については、弁護士の審査承認を得なければならない。（第 5 項）</p>
	<p>第 1 項の第 12 号の受託者は、金融又は信託業者に限られ、会社が発行の申請をする時に約定しなければならず、その報酬を負担しなければならない。（第 6 項）</p>
	<p>第 1 項第 18 号の転換社債の数又は第 19 号の引受できる株式数に、発行済株式の総数、株式への転換が可能な発行済み転換社債の総数、株式の引受が可能な発行済み株式引受権付き社債の総数、株式の引受が可能な発行済み引受権付き優先株の総数及び株式の引受が可能な発行済引受権証書の総数を加えたものが、会社定款所定の株式総数を超えた場合、増資の定款変更を完成させた後始めてなすことができる。（第 7 項）</p>
<p>第 249 条</p>	<p>会社に次の事由の一がある場合、無担保社債を発行してはならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前に発行済みの社債又はその他債務に関し違約又は元本利息の支払遅延の事実があり、それが既に結了し、結了した日から計算して三年未満の場合。 2. 直近 3 年又は開業後 3 年未満の開業年度における課税後の平均純益が、元々発行予定であった社債の負担すべき年利総額の 100 分の 150 に満たない達しない場合
<p>第 250 条</p>	<p>会社に次の事由の一がある場合、社債を発行してはならない：</p>

	<p>1. 前に発行済みの社債又はその他債務に関し違約又は元本利息の支払遅延の事実が過去にあり、それ継続している場合</p> <p>2. 直近 3 年又は開業後 3 年未満の開業年度における課税後の平均純益が、元々発行予定であった社債の負担すべき年利総額の 100 分の 100 に満たない達しない場合。但し、銀行が保証付きで発行される社債は制限を受けない</p>
第 251 条	<p>会社の社債発行が認可された後、その申請事項に法令違反又は虚偽事実があることを発見した場合、証券管理機構は認可を取り消すことができる。(第 1 項)</p> <p>前項の認可取消が行われた場合、未発行の場合は募集の停止、既に発行した場合は即時弁済しなければならない。これにより生じた損害については、会社の責任者は会社及び応募者に対して連帯して損害賠償責任を負わなければならない。(第 2 項)</p> <p>第 135 条第 2 項の規定は、本条第 1 項に準用する。(第 3 項)</p>
第 252 条	<p>会社が発行する社債の申請が認可された後、取締役会は認可の通知が到達した日から起算して 30 日以内に社債申込書を備え、これに第 248 条第 1 号の事項、かかる認可を出した証券管理機構、期日及び文書番号を記載し、同時に公告した上で、募集を開始しなければならない。但し、第 248 条第 1 項第 11 号の決算書、第 12 号及び第 14 号の約定事項、第 15 号及び第 16 号の証明書類、第 20 号の議事録等の事項は、公告が免除される。(第 1 項)</p> <p>前項の期限を過ぎても募集を開始していないが、尚も募集を行う必要がある場合、再度改めて申請しなければならない。(第 2 項)</p> <p>会社を代表する取締役が、第 1 項の規定に違反し申込書を備え置かなかつた場合、証券管理機構は NT\$1 万以上 NT\$5 万以下の過料に処す。(第 3 項)</p>
第 253 条	<p>応募者は、申込書に引受金額及び住所又は居所を記入し、署名又は押印しなければならない、それが申込書に記入した通りに払込みを行う義務を負う。(第 1 項)</p> <p>応募者がその場で現金により無記名式社債を購入する場合、前項の申込書を記入する必要はない。(第 2 項)</p>
第 254 条	<p>社債が応募者の引受をえた後、取締役会は払込みを行っていない各応募者にそれが引受けた金額の払込みを請求しなければならない。</p>
第 255 条	<p>取締役会は、前条の請求を行う前に、記名債券の応募者全員の氏名、住所又は居所、それが引受けた金額及び既に発行済みの無記名式債券の枚数、番号、金額を帳簿に記載し、第 248 条第 1 項各号所定の書類と併せて、社債権者の受託者に交付しなければならない。(第 1 項)</p> <p>前項の受託者は、応募者の利益のために、会社が履行する社債発行について審査及び監督する権限を有する。(第 2 項)</p>
第 256 条	<p>会社が社債を発行するために設定した抵当権又は質権は、受託者が債権者のために取得することができ、社債発行前に先行し設定することができる。(第 1 項)</p> <p>受託人は、前項の抵当権、質権又はその担保品に対し、執行又は保管の責任を負わなければならない。(第 2 項)</p>
第 257 条	<p>社債券には、番号を付し、発行期日及び第 248 条第 1 項第 1 号から第 4 号、第 18 号及び第 19 号の事項を記載しなければならない、担保付、転換又は引受権付きの株式の場合、担保、転換又は引受権付の明記し、3 名以上の取締役が署名又は押印をし、証券管理機構又はそれが認可する発行登記機構の承認を得た</p>

	後発行しなければならない。(第 1 項)
	担保付の社債には、前項で記載すべき事項以外に、社債の表側に保証人の名称を記載し、それが署名又は押印しなければならない。(第 2 項)
第 257-1 条	会社が社債を発行する場合、その債券にはその時の発行総数を併せて印刷しなければならない。(第 1 項)
	前項の規定に基づき発行された社債は、証券集中保管事業機構に保管しなければならない。(第 2 項)
	第 1 項の規定に基づき、社債を発行する場合、第 248 条第 1 項第 2 号、第 257 条、第 258 条及び第 260 条の債券一枚あたりの金額、番号及び裏書き譲渡の規定は適用しない。(第 3 項)
第 257-2 条	会社が発行する社債は、債券の印刷を免除することができ、証券集中保管事業機構で登録しなければならない。
第 258 条	社債原簿には、全ての債券に番号を付し、次の事項を記載しなければならない： <ol style="list-style-type: none"> 1. 社債権者の氏名又は名称及び住所又は居所 2. 第 248 条第 1 項第 2 号から第 4 号の事項、第 12 号受託者の名称、第 15 号、第 16 号の発行担保及び保証、第 18 号の転換及び第 19 号の引受権事項 3. 社債の発行期日 4. 各債券所持者の債券取得日(第 1 項)
	無記名式債券には、無記名の文字を記載した上で、前項第 1 号の記載に代えなければならない。(第 2 項)
第 259 条	会社が社債募集の後に、変更の認可を申請せず、規定事項以外に使用した場合、会社の責任者を 1 年以下の有期懲役、拘留又は NT\$6 万以下の罰金に処す又は併科し、会社がこれにより損害を受けた場合、会社に対する賠償責任を負わなければならない。
第 260 条	記名式の社債券は、所持者の裏書きにより譲渡することができる。但し、譲渡人の氏名又は名称を債券に記載し、譲渡人の氏名又は名称及び住所又は居所を会社の社債原簿に記載していなければ、その譲渡は会社に対抗することができない。
第 261 条	無記名式の債券について、社債権者はいつでもこれを記名式に改めるよう請求することができる。
第 262 条	社債を株式に転換できることを約定する場合、会社にはその転換規則に基づき株式を発給する義務がある。但し、社債権者には選択権がある。(第 1 項)
	社債に引受権を付与する場合、会社にはその引受権規則に基づき株式を発給する義務がある。但し、引受権証書を所持する者には選択権がある。(第 2 項)
第 263 条	社債を発行する会社、社債権者の受託者、或いは同次発行時に発行された社債総数の 100 分の 5 以上を有する社債権者は、社債権者の共同利害関係事項について、同次の社債権者会議を招集することができる。(第 1 項)
	前項の会議の決議は、社債権者総数の 4 分の 3 以上を代表する債権者が出席し、出席債権者の議決権の 3 分の 2 以上の同意により行わなければならない。各社債券の最低面額金額毎に一個の議決権を有する。(第 2 項)
	無記名式の社債権者が、第 1 項の会議に出席する場合、株式会社の無記名式株式の株主が出席する株主総会の規定を準用する。(第 3 項)
第 264 条	前条の債権者会議の決議につき、議事録を作成し、議長が署名し、会社所在地の裁判所の認可を受け公告した後に、社債権者全員に効力が生じ、社債権者の受託者が執行する。但し、債権者会議が別の指定をした場合はかかる指定に基づく。

<p>第 265 条</p>	<p>社債権者会議の決議に、次の事由の一つがある場合、裁判所は認可してはならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社債権者会議の招集手続或いはその決議方法が、法令又は申込書の記載事項に違反する場合 2. 決議が正当な方法により行われなかった場合 3. 決議が明らかに公正性を失う場合 4. 決議が債権者の一般利益に違反する場合
<p>第八節 新株の発行</p>	
<p>第 266 条</p>	<p>会社が第 156 条第 2 項に基づき数回にわけて新株を発行する場合、又は第 278 条第 2 項に基づき増資後に新株を発行する場合、すべて本節の規定に基づく。(第 1 項)</p> <p>会社が新株を発行する場合、3 分の 2 以上の取締役が出席し、出席取締役の過半数の同意を得た取締役会の決議により行わなければならない。(第 2 項)</p> <p>第 141 条、第 142 条の規定は、新株の発行に準用する。(第 3 項)</p>
<p>第 267 条</p>	<p>会社が新株を発行する場合、目的事業主務機関の特別事案認定がある場合を除き、発行する新株総数の 100 分の 10 から 15 の株式を会社の従業員引受のために保留しなければならない。(第 1 項)</p> <p>公営事業が、かかる公営事業の主管機関から特別事案認定を受けた場合、従業員引受のために、発行する新株を保留しなければならない。それが保留する株式は、発行する新株総数の 100 分の 10 を超えてはならない。(第 2 項)</p> <p>会社が新株を発行する場合、前二項に基づき株式を保留するほか、従来の株主に対し、その持株比率に基づき可及的速やかに引受けるべきことを公告及び通知し、期限内に引受けない場合、その権利を喪失することを表明しなければならない。従来の株主の所有する株式が比例で新株一株を引受けるのに足りない場合、他の者と共同で引受けるか、又は一人の帰属として引受けることができる。従来の株主が引受けない場合、公開発行又は特定の者が引受けすることができる。(第 3 項)</p> <p>前三項の新株引受の権利は、従業員の引受のために保留する場合を除き、従来の株式と分離し独立して譲渡することができる。(第 4 項)</p> <p>第 1 項、第 2 項で定める従業員引受のための株式保留の規定は、積立金又は資産増加価値により発行する新株を、従来の株主に割当てる場合は適用しない。(第 5 項)</p> <p>会社が従業員に対し、第 1 項、第 2 項に基づき引受けた株式は、一定期間内において譲渡できないことを制限することができる。但し、その期間は最長で 2 年を超えてはならない。(第 6 項)</p> <p>本条の規定は、他社の合併、分割、会社更生又は第 167-2 条、第 262 条、第 268-1 条第 1 項により新株を増加発行する場合、適用しない。(第 7 項)</p> <p>株式を公開発行する会社が、従業員の権利を制限し新株を発行する場合において、第 1 項から第 6 項の規定を適用しない場合は、発行済株式総数の 3 分の 2 以上を代表する株主が出席する株主総会で、出席株主の議決権の過半数の同意により行うことができる。(第 8 項)</p> <p>出席株主の株式総数が前項の定数に満たない場合、発行済株式総数の過半数を代表する株主が出席し、出席株主の議決権の 3 分の 2 以上の同意により行うことができる。(第 9 項)</p> <p>株式を公開発行する会社が、前二項の規定により新株を発行する場合、その発行株数、発行価格、発行条件及びその他遵守すべく事項は、証券管理機関が定める。(第 10 項)</p> <p>会社の責任者が、第 1 項の規定に違反した場合、それぞれ NT\$2 万以下 NT\$10 万以下の過料に処す。(第 11 項)</p>

<p>第 268 条</p>	<p>会社が新株を発行する場合、従来の株主及び従業員が全部を引受けるか、又は特定の者が協議によりそれを引受けることで公開発行しない場合を除き、次の事項を証券管理機構に認可の申請をし、公開発行しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社名 2. 従来定めた株式総数、発行株数及び金額 3. 発行する新株総数、一株あたりの金額及びその他発行条件 4. 証券管理機構が規定する財務諸表 5. 増資計画 6. 優先株を発行する場合、その種類、株数、一株あたりの金額及び第 157 条の各号事項 7. 引受権証書又は引受権付きの優先株を発行する場合、引受可能な株式数およびその株式引受規則 8. 株式代金の取扱銀行又は郵便局の名称及び住所 9. 証券引受機構の名称及び約定事項 10. 新株発行を決議した議事録 11. 証券管理機構規定のその他事項(第 1 項)
	<p>会社に第 1 項の各事項に変更がある場合直ちに、証券管理機構に更正の申請を行わなければならない。会社の責任者が更正の申請を行わなかった場合、証券管理機構はそれぞれ NT\$1 万以上 NT\$5 万以下の過料を処することができる。(第 2 項)</p>
	<p>第 1 項第 2 号から第 4 号及び第 6 号については、会計士の監査承認を得なければならない。第 8 号、第 9 号については、弁護士の審査承認を得なければならない。(第 3 項)</p>
	<p>第 1 項、第 2 項の規定は、第 267 条第 5 項の新株発行について、適用しない。(第 4 項)</p>
	<p>前項で発行する新株の株数、引受権証書又は株式への引受が可能な引受権付き優先株の数に、発行済株式の総数、株式への転換が可能な発行済み転換社債の総数、株式の引受が可能な発行済み株式引受権付き社債の総数、株式の引受が可能な発行済み引受権付き優先株の総数及び株式の引受が可能な発行済引受権証書の総数を加えたものが、会社定款所定の株式総数を超えた場合、増資の定款変更を完成させた後始めてなすことができる。(第 5 項)</p>
<p>第 268-1 条</p>	<p>会社が、引受権証書又は引受権付き優先株を発行する場合、その引受規則に基づき株式を発給する義務があり、第 269 条及び第 270 条規定の制限を受けない。但し、引受権証書を保持する者には、選択権がある。(第 1 項)</p> <p>第 266 条第 2 項、第 271 条第 1 項、第 2 項、第 272 条及び第 273 条第 2 項、第 3 項の規定は、会社が引受権証書を発行する場合において準用する。(第 2 項)</p>
<p>第 269 条</p>	<p>会社に次の事由の一がある場合、優先権のある優先株を公開発行してはならない:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 直近 3 年又は開業 3 年未満における開業年度の課税後の平均純益が、発行済み又は発行予定の優先株の利息を支払うのに足りない場合 2. 既に発行した優先株の約定利子を期日通り支払えない場合
<p>第 270 条</p>	<p>会社に次の事由の一がある場合、新株を公開発行してはならない:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 直近二年間連続して欠損がある場合。但し、その事業の性質により、比較的長期の準備期間を要する場合又は健全な営業計画があり、営利能力を確かに改善することができる場合はこの限りではない。 2. 資産がその債務を弁済するには足りない場合

<p>第 271 条</p>	<p>会社が新株の公開発行の認可を受けた後、その申請事項に法令違反又は虚偽事実があることを発見した場合、証券管理機構は認可を取り消すことができる。(第 1 項)</p> <p>前項の認可取消が行われた場合、未発行の場合は募集の停止、既に発行した場合、株式所持者は、取消の時から、株式の発行金額に法定利息を加算した金額を返還するよう請求することができる。これにより生じた損害は賠償の請求ができる。(第 2 項)</p> <p>第 135 条第 2 項の規定は、本条において準用する。(第 3 項)</p>
<p>第 272 条</p>	<p>会社が新株を公開発行する場合、現金で株式代金としなければならない。但し、従来の株主による引受又は特定者との協議による引受により、公開発行しない場合は、会社の事業が必要とする財産により出資とすることができる。</p>
<p>第 273 条</p>	<p>会社が新株を公開発行する場合、取締役会は株式申込書を備え置かなければならず、これに次の事項を記載し、申込者が引受ける株式数、種類、金額及びその住所又は居所を記入し、署名又は押印しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第 129 条第 1 項第 1 号から第 6 号及び第 130 条の事項 2. 従来定めた株式総数、又は増加資本後の株式総数のうち、既に発行済みの株数及び金額 3. 第 268 条第 1 項第 3 号から第 11 号の事項 4. 株式代金の払込日(第 1 項) <p>会社が、新株を公開発行する場合、前項の申込書に証券管理機関の認可番号及び期日を記載しなければならない他、前項各号の事項を、証券管理機関の認可通知到達後 30 日以内において、認可番号及び期日を記載し、公告し且つ発行しなければならない。但し、営業報告、財産目録、議事録、証券引受機構との約定事項は、公告が免除される。(第 2 項)</p> <p>前項期限を過ぎて尚も公開発行しない場合、改めて申請しなければならない。(第 3 項)</p> <p>引受者がその場で現金により無記名式社債を購入する場合、第 1 項の申込書を記入する必要はない。(第 4 項)</p> <p>会社を代表する取締役が、第 1 項の規定に違反し、申込書を備え置かなかつた場合、証券管理機構は NT\$1 万以上 NT\$5 万以下の過料に処すことができる。(第 5 項)</p>
<p>第 274 条</p>	<p>会社が新株発行に伴い、第 272 条の但書により公開発行しない場合でも尚、前条第 1 項の規定に基づき、申込書を備え置かなければならない。現金以外の財産を株式代金に充てる場合、申込書にその氏名又は名及び財産の種類、数量、価格又は評価基準及び会社が発給する株式数を記載しなければならない。(第 1 項)</p> <p>前項の現物出資を行った後、取締役会は監査役の審査を求め、その意見を併せて主管機関の認可を申請しなければならない。(第 2 項)</p>
<p>第 275 条</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 276 条</p>	<p>新株発行の株式代金の払込期限を過ぎても、引受をしていない株主又は引受を撤回した株主がいる場合、株式を引受け代金の払込みを行った株主は、1 ヶ月以上の期限を定め、会社に不足額の引受け又は払込みをさせるよう催告することができる。期限を過ぎても完了できない場合、引き受けを撤回することができ、会社は株式代金に法定利息を加えた金額を返還しなければならない。(第 1 項)</p> <p>前項の事由とかかわる行為のある取締役は、前項の事由により会社が受けた損害につき、連帯賠償責任を負わなければならない。(第 2 項)</p>

第九節 定款の変更	
第 277 条	会社は、株主総会の決議なしに、定款を変更してはならない。(第 1 項)
	前項の株主総会の決議は、発行済株式総数の 3 分の 2 以上を代表する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数の同意により行わなければならない。(第 2 項)
	株式を公開発行する会社は、出席株主の株式総数が前項の定足数に満たない場合、発行済株式総数の過半数を代表する株主が出席し、出席株主の議決権の 3 分の 2 以上の同意により行うことができる。(第 3 項)
	前二項の出席株主の株式総数及び議決権数について、定款にこれより高い定めがある場合、この規定に基づく。(第 4 項)
第 278 条	会社は、既に規定される株式総数を全数発行した後でなければ、資本の増加を行ってはならない。(第 1 項)
	資本増加後の株式総数は、数回にわけて発行することができる。(第 2 項)
第 279 条	資本の減少により新株券を引換交付する場合、会社は減資の登記後、6 ヶ月以上の期限を定め、各株主に引換を通知し、期限を過ぎた場合引換はできず、株主の権利を喪失することを表明しなければならない。無記名式の株券を発行する場合、公告を行わなければならない。(第 1 項)
	株主が前項期限内に引換を行わない場合、直ちに株主の権利を喪失する。会社はその株式を競売し、売却により得た金額を、かかる株主に給付しなければならない。(第 2 項)
	会社の責任者が、本条の通知又は公告期限の規定に違反した場合、それぞれ NT\$3,000 以上 NT\$15,000 以下の過料に処す。(第 3 項)
第 280 条	資本の減少により株式を合併する場合、合併に適しない株式の処理については、前条第 2 項の規定を準用する。
第 281 条	第 73 条及び第 74 条の規定は、資本の減少に準用する。
第十節 会社更生(重整)	
第 282 条	株式を公開発行する又は社債を発行する会社が、財務上の困難により、営業の一時的な停止又は営業停止の虞があり、更生の可能性がある場合、会社又は次の利害関係者の一が、裁判所に対し、更生(重整)を申立てることができる。 1. 6 ヶ月以上継続して発行済株式総数の 100 分の 10 以上の株式を所持する株主 2. 会社の発行済株式総数金額の 100 分の 10 以上に相当する会社の債権者(第 1 項)
	会社が前項の申立てを行う場合、3 分の 2 以上の取締役が出席し、出席取締役の過半数の同意を得る取締役会の決議により行わなければならない。(第 2 項)
第 283 条	会社の更生の申立は、申立者が申立書に次の事項を記載し、副本五通を添えて裁判所へ行わなければならない。 1. 申立者の氏名及び住所又は居所、申立者が法人、団体又は機構の場合、その名称及び公務所、事務所又は営業所 2. 法定代理人、代理人がいる場合、その氏名、住所又は居所、及び法定代理人と申立者との関係 3. 会社名、所在地、事務所又は営業所及び会社を代表する責任者の氏名、住所又は居所 4. 申立の理由及び事実 5. 会社が営む事業及び業務状況 6. 第 228 条に基づき作成する会社の直近 1 年度の資料。申立期日が年度開始から既に 6 ヶ月を過ぎてい

	<p>る場合、上半期の賃借対照表を別段に提出しなければならない。</p> <p>7. 更生に関する具体的な意見(第1項)</p>
	<p>前項第5号から第7号の事項について、添付資料にて補充することができる。(第2項)</p>
	<p>会社が申立を行う場合、更生の具体的な方案を提出しなければならない。(第3項)</p>
	<p>株主又は債権者が申立を行う場合、その資格を疎明する書面を添付しなければならない。第1項第5号及び第6号の事項は記載しなくてもよい。(第4項)</p>
第 283-1 条	<p>更生の申立に次の事由の一がある場合、裁判所はその申立を却下する決定を出さなければならない:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申立手続が適法ではない場合。但し、補正できる場合、期限内に補正するよう命じなければならない 2. 会社がこの法律に基づく株券又は社債を公開発行していない場合 3. 会社が破産を宣告し、既に確定した場合 4. 会社が破産法に基づく和解の決議を行い、既に確定した場合 5. 会社が既に解散した場合 6. 会社が営業停止及び期限内の清算を命じられた場合
第 284 条	<p>裁判所は、更生の申立につき、前条の規定により申立却下の決定をした場合を除き、申立書の副本を主管機関、目的事業中央主管機関、中央金融主管機関及び証券管理機関に送付し、更生をすべきかどうかの具体的な意見を求めなければならない。(第1項)</p>
	<p>裁判所は、更生の申立に関して、本店所在地の税務署及びその他関連機関、団体の意見を求めることができる。(第2項)</p>
	<p>前二項の意見を求められた機関は、30日以内に意見を提出しなければならない。(第3項)</p>
	<p>申立者が株主又は債権者の場合、裁判所は、申立書の副本を添えてかかる会社へ通知しなければならない。(第4項)</p>
第 285 条	<p>裁判所は前条の間合せを行う以外に、会社の業務に関し専門的な学識、経験があり、利害関係のない者を検査役に選任することができ、次の事項について、選任後30日以内に調査を完了し裁判所に報告しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社の業務、財務状況及び資産評価 2. 会社の業務、財務、資産及び清算設備の分析に基づき、更生の可能性があるかどうか 3. 会社のこれまでの業務経営の損失又は会社責任者の業務執行において、怠慢又は不当な事情がなかったかどうか 4. 申立書に記載する事項に虚偽不実の事情がないかどうか 5. 申立者が会社の場合、それが提案する更生方案実現の可能性 6. その他更生に関する方案 (第1項)
	<p>検査役は会社の業務又は財務に関する全ての帳簿、書類及び財産を検査することができる。会社の取締役、監査役、支配人又はその他職員は、検査役の業務財務に関する質問につき、回答する義務がある。(第2項)</p>
	<p>会社の取締役、監査役、支配人又はその他職員が、前項の検査を拒絶した場合、又は前項の質問に対し正当な理由なく回答しなかった場合、又は虚偽の陳述をした場合、NT\$2 万以上 NT\$10 万以下の過料に処す。(第3項)</p>
第 285-1 条	<p>裁判所は検査役の報告に基づくほか、目的次長中央主管機関、証券管理機関、中央金融主管機関及びそ</p>

	<p>の他関連機関、団体の意見を参考にし、更生の申立を受理してから 120 日以内に、更生の認可又は却下の決定を行い、関連機関に通知しなければならない。(第 1 項)</p> <p>前項の 120 日の期間につき、裁判所は決定により延長することができ、毎回の延長期間は 30 日を超えてはならない。但し、延長は二回までとする。(第 2 項)</p> <p>次の事由の一がある場合、裁判所は更生申立を却下する決定をしなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申立書の記載事項に虚偽不実がある場合 2. 会社の業務及び財務状況から更生できる可能性がない場合 (第 3 項) <p>裁判所は、前項第 2 号に基づき却下の決定をする場合に、それが破産規定に符合する場合、裁判所は職権に基づき破産宣告をすることができる。(第 4 項)</p>
第 286 条	<p>裁判所は更生の決定を出す前に、会社責任者に対し、7 日以内に会社の債権者及び株主に関して、その権利の性質に基づき、それぞれ名簿を作成し報告するよう命じることができ、住所又は居所及び債権又は株式総金額を注記しなければならない。(第 1 項)</p>
第 287 条	<p>裁判所は、更生の決定を出す前に、会社又は利害関係者の申立又は裁判所の職権により、次の各号の処分を決定することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社財産の保全処分 2. 会社業務の制限 3. 会社の債務履行及び会社に対する債権行使の制限 4. 会社の破産、和解又は強制執行などの手続の停止 5. 会社の記名式株券の譲渡禁止 6. 会社責任者の会社に対する損害賠償責任の査定及びその財産に対する保全処分 (第 1 項) <p>前項の処分は、裁判所が更生の認可をする場合を除き、その期間は 90 日を超えることができない。必要な場合、裁判所は、会社又は利害関係者の申立又は裁判所の職権により延長することができる。その延長期間は 90 日を超えることができない。(第 2 項)</p> <p>前項の期間満了前に、更生の申立が却下され確定した場合、第 1 項の決定はその効力を失う。(第 3 項)</p> <p>裁判所が第 1 項の決定をする場合、決定を証券管理機関及び関連する目的事業中央主管機関に通知しなければならない。(第 4 項)</p>
第 288 条	(削除)
第 289 条	<p>裁判所が更生の決定をした場合、会社の業務に関し専門的な学識及び経営経験をもつ者又は金融機構を、更生監督者として選任し、次の事項を決定しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 債権及び株主の権利の申告期日及び場所、その期間は決定の日から 10 日以上、30 日以下としなければならない 2. 申告された債権及び株主の権利の審査期日及び場所、その期間は前号の申告期間が満了後 10 日以内としなければならない 3. 第一回関係者会議の期日及び場所、その期日は、第 1 号の申告期間満了後 30 日以内としなければならない(第 1 項) <p>前項の更生監督者は、裁判所の監督を受け、何時でも裁判所により改選することができる。(第 2 項)</p> <p>更生監督者が数名いる場合、更生事務の監督執行に関して、その過半数の同意で行わなければならない。(第 3 項)</p>

<p>第 290 条</p>	<p>会社の管財人について、裁判所は、債権者、株主、取締役、目的事業中央主務機関又は証券管理機関が推薦する専門家から選任しなければならない。(第 1 項)</p> <p>第 30 条の規定は、前項の会社管財人において準用する。(第 2 項)</p> <p>関係者会議は、第 302 条のグループによる議決権の行使結果に基づき、二つ以上のグループが新たに管財人を選任すべきことを主張する場合、候補者名簿を提出し、裁判所に選任を申立てることができる。(第 3 項)</p> <p>管財人が数名いる場合、更生事務の執行につき、その過半数の同意により行う。(第 4 項)</p> <p>管財人が執行する職務は、更生監督者の監督を受け、それに違法又は不当な事情がある場合、更生監督者は裁判所にその職務解除を申立てることができ、新たに選任しなければならない。(第 5 項)</p> <p>管財人が、次の行為をなす場合、事前に会社更生監督者の許可を得なければならない:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 営業行為以外の会社財産の処分 2. 会社の業務又は経営方法の変更 3. 借入 4. 重要な又は長期的契約の締結又は解除について、その範囲は会社更生監督者が定める 5. 訴訟又は仲裁の進行 6. 会社の権利の放棄又は譲渡 7. 他人が行使した取戻権、解除権又は相殺権事件の処理 8. 会社の重要人事の任免 9. その他裁判所が制限する行為 (第 6 項)
<p>第 291 条</p>	<p>裁判所は会社更生の決定をした後、次の事項を直ちに公告しなければならない:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社更生決定の主文及び期日 2. 会社更生監督者、管財人の氏名又は名称、住所 3. 第 289 条第 1 項で定める期間、期日及び場所 4. 会社債権者及び無記名式株券を所持する株主が申告する権利を怠った場合の法律効果 (第 1 項) <p>裁判所は、会社更生監督者、管財人、会社、既に承知する会社の債権者及び株主に対し尚も、前項の決定およびそれに記載される各事項を、書面送達しなければならない。(第 2 項)</p> <p>裁判所は、前項の決定を会社に送達する時、書記官を派遣し、会社の帳簿にそれを閉鎖する趣旨を記載し、署名又は押印し、帳簿の状況を記載する調査を作成しなければならない。(第 3 項)</p>
<p>第 292 条</p>	<p>裁判所は会社更生の決定をした後、かかる決定書を添付して、主務機関に会社更生開始の登記を行うよう通知し、会社は、かかる決定書の副本をかかる会社の所在地の広告欄に貼りつけなければならない。</p>
<p>第 293 条</p>	<p>会社更生の決定が会社に送達された後、会社業務の経営及び財産の管理処分権は管財人に移り、会社更生監督者が引継ぎの監督をし、裁判所に報告する。会社の株主総会、取締役及び監査役の職権は停止されなければならない。(第 1 項)</p> <p>前項の引継ぎの際、会社の取締役及び支配人は、会社業務及び財務に関する一切の帳簿、資料と会社の全ての財産を、管財人に引渡さなければならない。(第 2 項)</p> <p>会社の取締役、監査役、支配人又はその他職員は、会社更生監督者又は管財人からの業務又は財務状況に関する質問に対し回答する義務がある。(第 3 項)</p> <p>会社の取締役、監査役、支配人又はその他職員に次の行為の一がある場合、それぞれ 1 年以下の有期懲役、拘留、又は NT\$6 万以下の罰金を処すか、又は併科することができる。</p>

	<p>1. 引継ぎの拒否</p> <p>2. 会社の業務又は財務状況に関する帳簿資料を隠匿又は破棄した場合</p> <p>3. 会社の財産を隠匿又は破棄したり、又は債権者に不利となる処分をした場合</p> <p>4. 理由なしに、前項の質問に対し回答しなかった場合</p> <p>5. 債務を捏造し、又は不実の債務を承認した場合（第4項）</p>
第294条	<p>会社更生の決定後、会社の破産、和解、強制執行及び財務関係により生じた訴訟等の手続は当然停止する。</p>
第295条	<p>裁判所が第287条第1項第1、第2、第5及び第6の各号により為した処分は、会社更生の決定によりその効力を失わず、該当する各号の処分を行っていない場合、会社更生の決定後でも尚、利害関係者又は会社更生監督者の申立、又は裁判所の職権により決定することができる。</p>
第296条	<p>会社の債権が、会社更生が決定される前に生じた場合、会社更生債権となる。それが、法律に基づき優先的に弁済を受けることができる場合、優先会社更生債権となる。それに抵当権、質権又は留置権の担保がある場合、担保付会社更生債権となり、これらの担保がない場合、無担保会社更生債権となる。各債権は、会社更生手続によらなければ、その権利を行使することはできない。（第1項）</p> <p>破産法における破産債権節の規定は、前項債権に準用する。但し、別徐権又は優先権に関する規定についてはこの限りではない。（第2項）</p> <p>取戻権、解除権または相殺権の行使は、管財人に対して行わなければならない。（第3項）</p>
第297条	<p>会社更生債権者は、その権利の存在を証明するに足りる資料を提出し、会社更生監督者に申告しなければならない。申告した場合、その時効は中断する。申告しなかった場合、会社更生手続において弁済を受けることはできない。（第1項）</p> <p>会社の記名株主の権利は、株主名簿の記載に基づき、無記名株主の権利は、前項の規定を準用し申告しなければならない。申告しなかった場合、会社更生手続においてその権利を行使することはできない。（第2項）</p> <p>前二項の申告を行うべき者が、自己の責に帰すことができない事由により期限内に申告をすることができない場合、その事由の終止後15日以内に追完申告することができる。但し、会社更生計画が既に関係者会議で可決された場合は、追完申告することはできない。（第3項）</p>
第298条	<p>会社更生監督者は、権利申告の期間満了後、その初步審査結果に基づき、優先会社更生債権者、担保付会社更生債権者、無担保会社更生債権者及び株主に分けそれぞれリストを作成し、権利の性質、金額及び議決権数を記載し、第289条第1項第2号の期日の3日前までに裁判所に届出、適当な場所に備え置き、備置の開始日及び場所を公告し、会社更生債権者、株主及びその他利害関係者の閲覧に供しなければならない。（第1項）</p> <p>会社更生債権者の議決権は、その債権の金額に比例して定め、株主の議決権は、会社定款の規定に基づく。（第2項）</p>
第299条	<p>裁判所が審査した会社更生債権及び株主権の期日につき、会社更生監督者、管財人及び会社の責任者は、出頭し質問に応じなければならない。会社更生債権者、株主及びその他利害関係者は、出頭して意見を陳述することができる。（第1項）</p> <p>異議のある債権又は株主権は、裁判所が決定する。（第2項）</p> <p>債権又は株主権に実体上の争いがある場合、争いのある利害関係者が前項の決定送達後20日以内に確認の訴えを提起し、裁判所に起訴の証明を行わなければならない。起訴後、判決確定前においては尚も前項</p>

	<p>決定の内容及び数額に基づきその権利を行使することができる。但し、会社更生計画に基づき弁済を受けた場合、供託しなければならない。(第 3 項)</p> <p>会社更生債権又は株主権は、裁判所が審査の終結を宣告する前に異議を申立なかった場合、確定したものとみなし、会社、株主全員及び債権者に対して確定判決と同じ効力を有する。(第 4 項)</p>
第 300 条	<p>会社更生債権者及び株主は、会社更生の関係者として、関係者会議に出席し、出席できない場合は、他人に代理出席を委任することができる。(第 1 項)</p> <p>関係者会議は、会社更生監督者を議長とし、第一回目以外の関係者会議を招集しなければならない。(第 2 項)</p> <p>会社更生監督者は、前項規定に基づき会議を招集する時、5 日前までに会議事由を定め、通知及び公告しなければならない。一回の集会では結束できず、会社更生監督者が現場にて続行又は延期を宣告した場合は、通知及び公告を省くことができる。(第 3 項)</p> <p>関係者会議の会議の際、管財人及び会社責任者は列席し、質問に答えなければならない。(第 4 項)</p> <p>会社の責任者が正当な理由なしに、前項の質問に答えなかった場合、又は虚偽の回答をした場合、それぞれ 1 年以下の有期懲役、拘留又は NT\$6 万以下の罰金に科す、又は併科する。(第 5 項)</p>
第 301 条	<p>関係者会議の任務は次の通りである：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社の業務及び財務状況に関する報告及び会社更生に関する意見の聴取 2. 更生計画の審議及び議決 3. その他会社更生に関する事項の決議
第 302 条	<p>関係者会議は、第 298 条第 1 項の規定の権利人がそれぞれグループごとにその議決権を行使し、その決議は、各グループの議決権総数の 3 分の 2 以上の同意により行わなければならない。(第 1 項)</p> <p>会社に純資本額がない場合、株主グループは議決権を行使することができない。(第 2 項)</p>
第 303 条	<p>管財人は、会社更生計画を作成し、会社の業務及び決算書と共に、第一回目の関係者会議に提出し審査を求めなければならない。(第 1 項)</p> <p>管財人が、第 290 条の規定に基づき新たに選任された場合、会社更生計画は新任の管財人により 1 ヶ月以内に提出されなければならない。(第 2 項)</p>
第 304 条	<p>会社更生に次の事項がある場合、会社更生計画に記載しなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社更生債権者又は株主権利の全部又は一部を変更する場合 2. 営業の全部又は一部を変更する場合 3. 財産の処分 4. 債務弁済方法及びその資金源 5. 会社資産の評価基準及び方法 6. 定款の変更 7. 従業員の調整又は削減 8. 新株又は社債の発行 9. その他必要事項(第 1 項) <p>前項の会社更生計画の執行は、債務弁償期限を除き、裁判所の認可決定が確定した日から起算して 1 年を超えてはならない。正当な理由により、1 年以内に完成できない場合、会社更生監督者の許可を経て、裁判所の期限延長の決定を申立なければならない。期限満了後においても完成できない場合、裁判所はその職</p>

	権又は関係者の申立により、会社更生の終止を決定することができる。(第 2 項)
第 305 条	<p>会社更生計画が関係者会議により可決された場合、管財人は裁判所に認可を申立た後、執行しなければならない。(第 1 項)</p> <p>前項の裁判所により認可された会社更生計画は、会社及び関係者に対し何れも拘束力があり、それに記載される給付義務が強制執行の標的物に適する場合、強制執行を行うことができる。(第 2 項)</p>
第 306 条	<p>会社更生計画が関係者会議において、議決権を有する各グループにより可決されなかった場合、会社更生監督者は直ちに裁判所に報告しなければならない。裁判所は公正合理の原則に基づき、変更方針を指示し、1 ヶ月以内に関係者会議で再審議するよう命じることができる。(第 1 項)</p> <p>前項の会社更生計画が、変更指示を経て再審査しても関係者会議にて可決されなかった場合、会社更生の終止を決定しなければならない。但し、会社に更生できる価値が確かにある場合、裁判所は、不同意のグループにつき、以下何れかの方法により、会社更生計画の修正を認可決定することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 担保付会社更生債権者の担保財産を、債権と共に会社更生後の会社に移転し、その権利を尚も変わらず存続させる 2. 担保付会社更生債権者の場合担保債権を、無担保会社更生債権者の場合、弁済に充てることができるその債権財産を、株主の場合、分配に充てることができる会社の残余財産を、それぞれ公正な取引価格により、各自が得るべき部分に応じ、処分弁済するか、又は分配して引受けるか又は供託する 3. その他会社の業務維持及び債権者の権利保障に有利となる公正合理な方法(第 2 項) <p>前条第 1 項又は前項の会社更生計画が、事情の変更又は正当な理由により執行できない又は執行する必要がなくなった場合、裁判所は、会社更生監督者、管財人又は関係者の申立により、決定により関係者会議において再度審査することを命じることができ、会社更生の可能性又は必要性が明らかに無い場合、会社更生の終止を決定することができる。(第 3 項)</p> <p>前項の再審査により可決された会社更生計画は、尚も裁判所に認可決定の申立をしなければならない。(第 4 項)</p> <p>関係者会議において、会社更生の決定が会社に送達されてから 1 年以内に更生計画が可決されない場合、裁判所は申立又は職権により、会社更生終止を決定することができる。裁判所が第 3 項の決定に基づき再審査を命じ、決定送達から 1 年以内において会社更生計画が可決されなかった場合もまた同じとする。(第 5 項)</p>
第 307 条	<p>裁判所が前二条の処理をする場合、主務機関、目的事業中央主務機関及び証券管理機関に対し意見を求めなければならない。(第 1 項)</p> <p>裁判所がなす会社更生終止の決定は、かかる決定書を添付し主務機関に通知しなければならない。決定が確定した場合、主務機関は直ちに、会社更生終止の登記を行わなければならない。破産規定に符合する場合、裁判所はその職権に基づき破産を宣告することができる。(第 2 項)</p>
第 308 条	<p>裁判所の会社更生終止の決定は、職権により会社破産宣告をする場合につき破産法の規定に基づく場合を除き、次の効力を有する：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第 287 条、第 294 条、第 295 条又は第 296 条に基づき行う処分又は生じた効力は、効力を失う 2. 権利の申告を怠ったために、権利を行使することができない場合、その権利を回復する 3. 会社更生の決定により、停止された株主総会、取締役及び監査役の職権は直ちに回復する
第 309 条	<p>会社更生中において、次の各号の規定が、確かに事実とそぐわない場合、管財人が裁判所に申立を行い、裁判所は改めて適当な処理を出す決定をすることができる：</p>

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第 277 条の定款変更の規定 2. 第 278 条の増資の規定 3. 第 279 条及び第 281 条の減資の通知公告機関及び制限の規定 4. 第 268 条から第 270 条及び第 276 条の新株発行の規定 5. 第 248 条から第 250 条の社債発行の規定 6. 第 128 条、第 133 条、第 148 条から第 150 条及び第 155 条の会社設立の規定 7. 第 272 条の出資の種類の規定
第 310 条	<p>会社の管財人は、会社更生計画に定める期限内に会社更生事務を完成させなければならない。会社更生が完成した場合、裁判所に会社更生完成の決定を申立てなければならず、決定確定後、更生後の株主総会を招集し、取締役、監査役を選任しなければならない。(第 1 項)</p> <p>前項の取締役、監査役は就任後、管財人と共に主務機関に対し、登記、又は変更登記を申請しなければならない。(第 2 項)</p>
第 311 条	<p>会社更生の完成後、次の効力が生じる：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申告済みの政権で弁済を受けていない部分は、会社更生計画に基づき処理し、更生後の会社に移転し引受けさせる場合を除き、その請求権は消滅する。未申告の債権もまた同じとする 2. 株主権が会社更生により変更又は削減された部分の権利は消滅する。未申告の無記名式株券の権利もまた同じとする 3. 会社更生の決定前における、会社の破産、和解、強制執行及び財務関係により生じた訴訟等の手続は、直ちにその効力を失う(第 1 項) <p>会社債権者の会社債務に対する保証人及びその他共同債務者の権利は、会社更生による影響を受けない。(第 2 項)</p>
第 312 条	<p>次の各号は、会社の更生債務とし、更生債権に優先して弁済される：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社の業務を維持し、経営を継続するために生じた債務 2. 会社更生手続を進めるにあたり生じた費用 (第 1 項) <p>前項の弁済を優先的に受ける権利の効力は、会社更生終止の決定による影響を受けない。(第 2 項)</p>
第 313 条	<p>検査役、会社更生監督者又は管財人は、善良な管理人の注意義務により、その職務を執行しなければならず、その報酬は裁判所がその職務の繁雑性により定める。(第 1 項)</p> <p>検査役、会社更生監督者又は管財人が職務執行にあたり法令に違反し、会社に損害を与えた場合、会社に対し賠償責任を負わなければならない。(第 2 項)</p> <p>検査役、会社更生監督者又は管財人が職務上の行為について虚偽の陳述をした時は、それぞれ 1 年以下の有期懲役、拘留又は NT\$6 万以下の罰金に科す、又は併科する。(第 3 項)</p>
第 314 条	<p>本節の管轄及び申立、通知、送達、公告、決定又は抗告等の履行すべき手続は、民事訴訟法の規定を準用する。</p>
<p>第十一節 解散、合併及び分割</p>	
第 315 条	<p>株式会社に次の事由の一がある場合、解散しなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定款に定める解散事由の発生 2. 会社が営む事業が既に成就した又は成就できない場合 3. 株主総会で解散の決議をした場合

	<p>4. 記名式株券の株主が二人未満になった場合。但し、政府又は法人株主一名の場合はこの限りではない</p> <p>5. 他社と合併する場合</p> <p>6. 分割</p> <p>7. 破産</p> <p>8. 解散の命令又は裁判(第 1 項)</p>
	<p>前項第 1 号については、株主総会において定款変更した場合、継続して経営することができる。第 4 号の本文については、記名式株主を増加することで経営を継続することができる。(第 2 項)</p>
第 316 条	<p>株主総会における会社解散、合併又は分割の決議は、発行済株式総数の 3 分の 2 以上を代表する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数の同意により行わなければならない。(第 1 項)</p> <p>株式を公開発行する会社において、出席株主の株式総数が前項の定足数に満たない場合、発行済株式総数の過半数を代表する株主が出席し、出席株主の議決権の 3 分の 2 以上の同意により行わなければならない。(第 2 項)</p> <p>前二項の出席株主の株式総数及び議決権数について、定款にこれより高い規定がある場合、その規定に基づく。(第 3 項)</p> <p>会社が解散する場合、破産の場合を除き、取締役会は直ちに解散の要旨を各株主に通知し、それが無記名式株券を発行する場合は、公告しなければならない。(第 4 項)</p>
第 316-1 条	<p>株式会社間における合併、又は株式会社と有限会社の合併の場合、その存続又は新設会社は、株式会社に限られる。(第 1 項)</p> <p>株式会社の分割の場合、その存続会社又は新設会社は株式会社に限られる。(第 2 項)</p>
第 316-2 条	<p>支配会社が、従属会社の 100 分の 90 以上の発行済株式を所持する場合、支配会社及び従属会社の取締役会において、3 分の 2 以上の取締役が出席し、出席取締役の過半数の決議により、従属会社と合併することができる。その合併決議は、第 316 条第 1 項から第 3 項の株主総会決議に関する規定を適用しない。(第 1 項)</p> <p>従属会社の取締役会が前項の決議を為した後、直ちにその株主に通知し、30 日以上を定め、株主が期限内において書面異議を提出できることを表明し、従属会社に対し当時の公平な価格によりそれが所有する株式の買取を請求することができる。(第 2 項)</p> <p>従属会社の株主と従属会社との間で前項規定に基づき、株式価格を協議決定した場合、会社は、取締役会の決議日から 90 日以内に代金を支払わなければならない。取締役会の決議日から 60 日以内に協議が達成できなかった場合、株主はかかる期間の経過後 30 日以内において、裁判所に価格を定める決定を申立てることができる。(第 3 項)</p> <p>第 2 項の従属会社の株主が株式買取の請求をし、会社が合併の決議を取り消した場合、その効力を失う。株主が第 2 項及び第 3 項で規定する期間内に、請求又は申立をしなかった場合も同じとする。(第 4 項)</p> <p>第 317 条の異議株主が所持する株式の買取に関する規定は、支配会社には適用しない。(第 5 項)</p> <p>支配会社が合併によりその会社定款を修正する場合は尚も、第 277 条の規定に基づき取扱わなければならない。(第 6 項)</p>
第 317 条	<p>会社が分割又は他社と合併する場合、取締役会は、分割、合併に関する事項につき、分割計画、合併契約を作成し、株主総会に提出しなければならない。株主は、集会前又は集会中に、書面により異議を表示するか、又は口頭で異議を表示し記録がある場合、議決権を放棄し、会社に対し当時の公平な価格により、それ</p>

	<p>が所持する株式の買取を請求することができる。(第1項)</p> <p>他の会社が新設会社の場合、被分割会社の株主総会を、他の会社の発起人会議とみなし、同時に新設会社の取締役及び監査役を選任することができる。(第2項)</p> <p>第187条及び第188条の規定は、前項の場合準用する。(第3項)</p>
第317-1条	<p>前条第1項で指す合併契約は、書面で締結し、次の事項を記載しなければならない:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 合併する会社名、合併後の存続会社の会社名又は新設会社の会社名 2. 存続会社又は新設会社が合併により発行する株式の総数、種類及び数量 3. 存続会社又は新設会社が合併により、消滅会社の株主に対し割当てる新株の総数、種類及び数量及び割当ての方及びその他関連事項 4. 合併後の消滅会社に対し、その株主に割当てる株式が一株に満たず、現金を支払う場合は、それに関する規定 5. 存続会社の定款を変更する必要がある場合、又は新設会社が第129条に基づき制定すべき定款 (第1項) <p>前項の合併契約書は、合併承認の決議をする株主総会の招集通知と併せて株主に送付しなければならない。(第2項)</p>
第317-2条	<p>第317条第1項の分割計画は、書面で作成し、次の事項を記載しなければならない:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 営業を引受ける既存会社の定款において変更を必要とする事項又は新設会社の定款 2. 被分割会社が既存会社又は新設会社に譲渡する営業価値、資産、負債、株式交換比率及び計算の依拠 3. 営業を引受ける既存会社が発行する新株又は新設会社が発行する株式の総数、種類及び数量 4. 被分割会社又はその株主が取得する株式の総数、種類及び数量 5. 被分割会社又はその株主に割当てられる株式が一株に満たず、現金を支払う場合は、それに関する規定 6. 既存会社又は新設会社が引受ける被分割会社の権利義務及びそれに関連する事項 7. 被分割会社が減資する場合、その減資に関する事項 8. 被分割会社の株式を消却するのに取扱うべき事項 9. 他の会社と共同で会社を分割する場合、分割決議において共同して会社分割を行うことに関する関連事項を記載しなければならない(第1項) <p>前項の分割計画書は、分割承認の決議をする株主総会の招集通知と併せて株主に送付しなければならない。(第2項)</p>
第317-3条	(削除)
第318条	<p>会社の合併後、存続会社の取締役会又は新設会社の発起人は、債権者催告の手続が終了した後、合併により株式の併合が行われる場合、株式の併合の発効後に、併合に適しない場合、かかる株式を処分した後に、それぞれ次の手続を行わなければならない:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 存続会社は直ちに、合併後の株主総会を招集し、合併事項の報告を行わなければならないが、定款の変更が必要な場合、定款の変更を行わなければならない 2. 新設会社は直ちに創立総会を招集し、定款を定めなければならない(第1項) <p>前項の定款は、合併契約の規定に違反してはならない。(第2項)</p>
第319条	第73条から第75条の規定は、株式会社の合併又は分割の場合に準用する。

第 319-1 条	分割後營業を譲受けた既存会社又は新設会社は、分割前の会社が負う債務を、それが譲受けた營業の出資範囲内で連帯弁済する責任を負わなければならない。但し、債権者の連帯弁済責任の請求権は、分割基準日から 2 年間行使しないことで消滅する。
第 320 条	(削除)
第 321 条	(削除)
第十二節 清算	
第一目 普通清算	
第 322 条	会社の清算において、取締役が清算人になる。但し、この法律及び定款において別段規定又は株主総会で別の清算人を選任する場合はこの限りではない。(第 1 項) 前項の規定により清算人を決定することができない場合、裁判所は利害関係者の申立により、清算人を選任することができる。(第 2 項)
第 323 条	清算人は裁判所が選任する場合を除き、株主総会の決議で解任することができる。(第 1 項) 裁判所は、監査役又は継続して 1 年以上発行済株式総数の 100 分の 3 以上を所持する株主の申立により、清算人を解任することができる。(第 2 項)
第 324 条	清算人は清算事務執行の範囲内において、本節において規定がある場合を除き、その権利義務は取締役と同じである。
第 325 条	清算人の報酬は、裁判所が選任する者でない場合は、株主総会において決定し、裁判所が選任する場合は、裁判所が決定する。(第 1 項) 清算費用及び清算人の報酬は、会社の現存財産から優先的に支払われる。(第 2 項)
第 326 条	清算人は就任後直ちに、会社の財産状況を検査し、財務諸表及び財産目録を作成し、監査役の審査のために送付し、株主総会の承認を求めるために提出した後、裁判所に報告しなければならない。(第 1 項) 前項資料を監査役の審査のために送付する場合、株主総会開会の 10 日前までに行わなければならない。(第 2 項) 第 1 項の検査を阻害、拒絶又は回避する行為について、それぞれ NT\$2 万以上 NT\$10 万以下の過料に処す。(第 3 項)
第 327 条	清算人の就任後直ちに、三回以上の公告により、債権者に対し 3 ヶ月以内にその債権を申告するよう催告し、期限内に申告しなかった場合、清算から排除されることを表明しなければならない。但し、清算人が明らかに知る債権者についてはこの限りではない。清算人はそれが明らかに知る債権者に対し、個別にそれぞれ通知しなければならない。
第 328 条	清算人は、前条で定める申告期限内において、債権者に対し弁済を行ってはならない。但し、担保付の債権について、裁判所の認可を得た場合はこの限りではない。(第 1 項) 会社は、前項の弁済をしていない債権について尚も、遅延給付の損害賠償責任を負わなければならない。(第 2 項) 会社の資産がその債務弁済に充てるのに明らかに足りる場合、前項の損害賠償責任を負うべき債権を、裁判所の認可を得た後、先行して弁済することができる。(第 3 項)
第 329 条	清算から排除された債権者は、会社が分配していない残余財産について、弁済を請求する権利がある。但し、残余財産が第 330 条により既に分配済みで、且つその全部又は一部が既に領収済みである場合はこの限

	りではない。
第 330 条	債務を弁済した後の残余財産は、各株主の株式数に比例して分配しなければならない。但し、会社が優先株を発行し、定款において別段の定めがある場合はこの限りではない。
第 331 条	清算が終了した場合、清算人は 15 日以内に清算期間内の収支表、損益表を作成し、各帳簿と共に監査役の審査のために送付し、株主総会の承認を求め提出しなければならない。(第 1 項)
	株主総会は、別に検査役を選任し、前項の帳簿が的確であるかどうかを検査させることができる。(第 2 項)
	株主総会において帳簿が承認された後、会社は清算人の責任を解除したものとみなす。但し、清算人に不法行為がある場合はこの限りではない。(第 3 項)
	第 1 項の清算期間内の収支表及び損益表は、株主総会で承認された後 15 日以内に、裁判所に届出なければならない。(第 4 項)
	清算人が前項の届出期間の規定に違反した場合、それぞれ NT\$1 万以上 NT\$5 万以下の過料に処す。(第 5 項)
	第 2 項の検査を阻害、拒絶又は回避する行為について、それぞれ NT\$2 万以上 NT\$10 万以下の過料に処す。(第 6 項)
第 332 条	会社は、清算終了を裁判所に届出た日から、各帳簿及び資料を 10 年間保存しなければならない。その保管者は、清算人及び利害関係者が裁判所に申立た上で指定しなければならない。
第 333 条	清算終了後、分配可能な財産がある場合、裁判所は利害関係者の申立により、清算人を選任し選任し、再度分配を行うことができる。
第 334 条	第 83 条から第 86 条、第 87 条第 3 項、第 4 項、第 89 条及び第 90 条の規定は、株式会社の清算において準用する。
第二目 特別清算	
第 335 条	清算を実行するにあたり著しい障害が生じた場合、裁判所は債権者、清算人又は株主の申立、或いはその職権により、会社に対し特別清算の開始を命じることができる。会社の債務が資産を超過し、不実の疑いがある場合もまた同じとする。但し、その申立は、清算人のみに限られる。(第 1 項)
	第 294 条の破産、和解及び強制執行手続の当然停止に関する規定は、特別清算の場合に準用する。(第 2 項)
第 336 条	裁判所は、前条申立人の申立、又はその職権に基づき特別清算の開始を命令する前に、第 339 条の処分を事前に行うことができる。
第 337 条	重要事由がある場合、裁判所は清算人を解任することができる。(第 1 項)
	清算人が欠けた場合又は増員する必要がある場合、裁判所により選任される。(第 2 項)
第 338 条	裁判所は清算人に対し何時でも、清算事務及び財産状況の報告を命じることができ、その他清算監督上必要とする調査を行うことができる。
第 339 条	裁判所が清算監督上必要であると判断した場合、第 354 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 6 号の処分をすることができる。
第 340 条	会社は、その債務の弁済について、債権額の比例に応じ行わなければならない。但し、法に基づく優先弁済権又は別除権の債権はこの限りではない。
第 341 条	清算人は、清算中において必要と判断する場合、債権者会議を招集することができる。(第 1 項)

	<p>会社が明らかに知るところの債権総額の 100 分の 10 以上を占める債権者は、書面に事由を明記し、清算人に債権者会議の招集を請求することができる。(第 2 項)</p> <p>第 173 条第 2 項は、前項の場合に準用する。(第 3 項)</p> <p>前条但書に定める債権は、第 2 項の債権総額から除外される。(第 4 項)</p>
第 342 条	<p>債権者会議の招集者は、前条第 4 項の債権の債権者に対し、債権者会議に出席し意見を述べることを通知することができるが、かかる者に議決権はない。</p>
第 343 条	<p>第 172 条第 2 項、第 3 項、第 6 項、第 176 条、第 183 条、第 298 条第 2 項及び破産法第 123 条の規定は、特別清算において準用する。</p>
第 344 条	<p>清算人は、会社業務及び財産状況に関する調査書、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者会議に提出しなければならない。清算実行の方針と予定事項について意見を述べなければならない。</p>
第 345 条	<p>債権者会議において、決議により監査委員を選任し、いつでも解任することができる。(第 1 項)</p> <p>前項の決議は、裁判所の認可を得なければならない。(第 2 項)</p>
第 346 条	<p>清算人が次の各号の行為の一を行う場合、監査委員の同意を得なければならない。不同意の場合、債権者会議を招集し決議しなければならない。但し、その目的が資産総額の 1000 分の 1 以下の場合はこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社財産の処分 2. 借入 3. 訴の提起 4. 和解成立又は仲裁契約の締結 5. 権利の放棄 (第 1 項) <p>債権者会議において決議すべき事項について、急迫な事情がある場合、清算人は裁判所の認可を得て、前項で定める行為を行うことができる。(第 2 項)</p> <p>清算人が前二項の規定に違反する場合、善意の第三者に対して、会社と連帯し責任を負わなければならない。(第 3 項)</p> <p>第 84 条第 2 項の但書の規定は、特別清算の場合に適用しない。(第 4 項)</p>
第 347 条	<p>清算人は監査委員に意見を求めた上で、債権者会議に対し協定の助言を提出することができる。</p>
第 348 条	<p>協定の条件は、各債権者の間で平等でなければならない。但し、第 340 条但書に定める債権はこの限りではない。</p>
第 349 条	<p>協定の作成にあたり、清算人が必要と判断する場合、第 340 条但書に定める債権者の参加を請求することができる。</p>
第 350 条	<p>協定の可決は、議決権を行使できる債権者の過半数の出席、及び議決権を行使できる債権総額の 4 分の 3 以上の同意により行わなければならない。(第 1 項)</p> <p>前項の決議は、裁判所の認可を得なければならない。(第 2 項)</p> <p>破産法第 136 条の規定は、第 1 項の協定に準用する。(第 3 項)</p>
第 351 条	<p>協定を実行するにあたり必要がある場合は、その条件を変更することができ、その変更は前四条の規定を準用する。</p>
第 352 条	<p>会社の財産状況に必要がある場合、裁判所は清算人又は監査委員、継続して 6ヶ月以上発行済株式総数</p>

	<p>の 100 分の 3 以上の株式を所持する株主、かつて特別清算を申立たことのある債権者、会社が明らかに知るところの債権総額の 100 分の 10 以上の債権者の申立、または裁判所の職権により、会社の業務及び財産の検査を命じることができる。(第 1 項)</p> <p>第 285 条の規定は、前項に準用する。(第 2 項)</p>
第 353 条	<p>検査役は、次の検査結果事項を、裁判所に報告しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発起人、取締役、監査役、支配人又は清算人は、第 34 条、第 148 条、第 155 条、第 193 条及び第 224 条に基づき責任を負うべきかどうかの事実 2. 会社の財産に保全処分を行う必要があるかどうか 3. 会社の損害賠償請求権を行使するために、発起人、取締役、監査役、支配人又は清算人の財産に保全処分を行う必要があるかどうか
第 354 条	<p>裁判所は前条の報告に基づき、必要があると判断する場合、次の処分を行うことができる：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社財産の保全処分 2. 記名式株式の譲渡禁止 3. 発起人、取締役、監査役、支配人又は清算人の責任解除の禁止 4. 発起人、取締役、監査役、支配人又は清算人の責任解除の取消。但し、特別清算の開始から 1 年前に既に解除され、不法目的でなされたものではない場合はこの限りではない 5. 発起人、取締役、監査役、支配人又は清算人の責任により生じた損害賠償請求権の査定 6. 前号の損害賠償請求権により、発起人、取締役、監査役、支配人又は清算人の財産に対して行う保全処分
第 355 条	<p>裁判所は、特別清算の開始を命令した後、協定が不可能の場合、その職権により破産法に基づき破産の宣告をしなければならず、協定が実行上不可能な場合もまた同じとする。</p>
第 356 条	<p>特別清算事項につき、本目に規定がない場合、普通清算の規定を準用する。</p>
第六章 (削除)	
第 357 条	(削除)
第 358 条	(削除)
第 359 条	(削除)
第 360 条	(削除)
第 361 条	(削除)
第 362 条	(削除)
第 363 条	(削除)
第 364 条	(削除)
第 365 条	(削除)
第 366 条	(削除)
第 367 条	(削除)
第 368 条	(削除)
第 369 条	(削除)
第六章之一 關係企業	

第 369-1 条	<p>この法律でいう関係企業とは、独立して存在し、相互間に次の関係がある企業を指す：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 支配と従属の関係がある会社 2. 相互に投資する会社
第 369-2 条	<p>会社が所持する他の会社の議決権のある株式又は出資額が、他の会社が既に発行する議決権のある株式総数又は資本総額の半数を超える場合、支配会社とし、かかる他の会社を従属会社とする。(第 1 項)</p> <p>前項の他に、会社が直接又は間接的に他の会社の人事、財務又は業務経営を支配する場合もまた支配会社であり、かかる他の会社を従属会社とする。(第 2 項)</p>
第 369-3 条	<p>次の事由の一がある場合、支配従属関係があるものと推定する：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社と他の会社で業務を執行する株主又は取締役の半数以上が同じである場合 2. 会社と他の会社が既に発行する議決権のある株式総数又は資本総額の半数以上が、同じ株主の所持である、又は出資である場合
第 369-4 条	<p>支配会社が直接又は間接的に、従属会社に、通常のビジネス慣習に合わない又はその他不利益の経営をさせ、会計年度終了時に適当な補償をせず、従属会社に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。(第 1 項)</p> <p>支配会社の責任者が、従属会社に前項の経営をさせた場合、支配会社と連帯して前項の損倍賠償責任を負わなければならない。(第 2 項)</p> <p>支配会社が第 1 項の賠償を行わず、従属会社の債権者又は継続して 1 年以上従属会社が発行済みの議決権のある株式総数又は資本総額の 100 分の 1 以上の株式を所持する株主は、自己名義で前二項の従属会社の権利を行使することができ、従属会社に対し給付をするよう請求することができる。(第 3 項)</p> <p>前項権利の行使は、従属会社の、かかる賠償請求の権利の和解又は放棄により影響を受けない。(第 4 項)</p>
第 369-5 条	<p>支配会社が従属会社に前条第 1 項の経営をさせ、他従属会社が利益を受けた場合、利益を受けたかかる他従属会社は、それが受けた利益の限度内において、支配会社が前条規定に基づき負うべき賠償につき、連帯責任を負わなければならない。</p>
第 369-6 条	<p>前二条で規定する損害賠償請求権は、請求権者が支配会社に賠償請求責任があることを知る、及び賠償義務者がいることを知った時から、二年間行使しないことにより消滅する。支配会社の賠償責任が発生した時から 5 年が過ぎた場合もまた同じである。</p>
第 369-7 条	<p>支配会社が直接又は間接的に、従属会社に、通常のビジネス慣習に合わない又はその他不利益の経営をさせ、支配会社が従属会社に対して債権がある場合、支配会社が従属会社に対し負担すべき損害賠償の限度内において、相殺を主張することはできない。(第 1 項)</p> <p>前項の債権に別除権又は優先権があるかどうかを問わず、従属会社が破産法の規定により破産、和解、又はこの法律規定に基づき会社更生又は特別清算を行う場合、従属会社のその他債権の次に弁済を受けなければならない。(第 2 項)</p>
第 369-8 条	<p>会社が所持する他の会社の議決権のある株式又は出資額が、かかる他の会社が既に発行済みの議決権のある株式総数又は資本総額の 3 分の 1 を超える場合、事実発生の日から 1 ヶ月以内に、かかる他の会社に書面通知しなければならない。(第 1 項)</p> <p>会社が前項の通知をした後、次の変動の一がある場合、事実発生の日から 5 日以内に、書面で再通知しなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議決権のある株式又は出資額が、他の会社が既に発行済みの議決権のある株式総数又は資本総額の 3

	<p>分の 1 を下回る場合</p> <p>2. 議決権のある株式又は出資額が、他の会社が既に発行済みの議決権のある株式総数又は資本総額の 2 分の 1 を超える場合</p> <p>3. 前号の議決権のある株式又は出資額が再び、他の会社が既に発行済みの議決権のある株式総数又は資本総額の 2 分の 1 を下回る場合(第 2 項)</p> <p>通知を受けた会社は、前二項の通知が送達されてから 5 日以内に公告しなければならず、公告において、通知をした会社の社名及びそれが所持する株式又は出資額を明記しなければならない。(第 3 項)</p> <p>会社の責任者が、前三項の通知又は公告の規定に違反した場合、それぞれ NT\$6,000 以上 NT\$3 万以下の過料に処す。主務機関は、期限内に取り扱うよう命令し、期限を過ぎても取り扱わない場合、再度期限を定め取り扱うよう命令し、取り扱うまで毎回連続して、NT\$9,000 以上 NT\$6 万以下の過料を処すことができる。(第 4 項)</p>
第 369-9 条	<p>会社と他の会社との相互投資が、それぞれ相手方の議決権のある株式総数又は資本総額の 3 分の 1 以上に達する場合、相互投資会社とする。(第 1 項)</p> <p>相互投資会社がそれぞれ、相手方の議決権のある株式総数又は資本総額の過半数を超えるか、又は、直接又は間接的に、相手方の人事、財務又は業務経営を支配することができる場合、支配会社と従属会社とする。(第 2 項)</p>
第 369-10 条	<p>相互投資会社が、相互投資がある事実を知った場合、それが行使できる議決権は、被投資会社が既に発行済みの議決権のある株式総数又は資本総額の 3 分の 1 を超えることはできない。但し、剰余金又は準備金による増資配当の株式については、議決権を行使することができる。(第 1 項)</p> <p>会社が第 369-8 条の規定により他の会社に通知をした後、他の会社からの同じ通知を受領せず、且つ相互投資の事実があることを知らなかった場合、その株式の権利の行使は、前項の制限を受けない。(第 2 項)</p>
第 369-11 条	<p>本章の会社が所持する他の会社の株式又は出資額の計算は、次の各号の株式又は出資額との併せて計算しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社の従属会社が所持する他の会社の株式又は出資額 2. 第三者がかかる会社の為に所持する株式又は出資額 3. 第三者がかかる会社の従属会社の為に所持する株式又は出資額
第 369-12 条	<p>株券を公開発行する会社の従属会社は、会計年度終了後、それと支配会社間の関係報告書を作成しなければならず、相互間の法律行為、資金の運用及び損益の状況を記載しなければならない。(第 1 項)</p> <p>株券を公開発行する会社の支配会社は、会計年度終了後、関係企業連結の営業報告書及び連結決算書を作成しなければならない。(第 2 項)</p> <p>前二項の資料の作成準則は、証券管理機関が定める。(第 3 項)</p>
第七章 外国会社	
第 370 条	<p>外国会社の社名は、中国語文翻訳し、その種類を表示するほか、その国籍も併せて表示しなければならない。</p>
第 371 条	<p>外国会社は、その本国で設立登記をし営業している場合でなければ、認可の申請を行うことはできない。(第 1 項)</p> <p>認可を得て、支店の登記をした場合でなければ、中華民国内で営業することはできない。(第 2 項)</p>
第 372 条	<p>外国会社は、それが中華民国内の営業で用いる資金を自ら調達しなければならず、その経営事業に対して、主務機関が定める最低資本金の規定の制限を受けなければならない。(第 1 項)</p>

	外国会社は、中華民国内における訴訟及び非訴訟の代理人を指定し、これを中華民国内における会社の責任者としなければならない。(第 2 項)
第 373 条	外国会社に次の事由の一がある場合、認可を与えない： 1. その目的又は業務が中華民国の法律、公の秩序又は善良の風俗に違反する場合 2. 会社の認可事項又は書類に虚偽の事情がある場合
第 374 条	外国会社は認可を受けた後、定款を中華民国内において指定した訴訟及び非訴訟の代理人の所、又はその支店に備置き、無限責任社員がいる場合、その名簿を備置かなければならない。(第 1 項) 会社の責任者が前項の規定に違反し、定款又は無限責任社員の名簿を備置かない場合、それぞれ NT\$1 万以上 NT\$5 万以下の過料に処す。備置きを連続して拒む場合、毎回連続してそれぞれ、NT\$2 万以上 NT\$10 万以下の過料に処す。(第 2 項)
第 375 条	外国会社は認可を受けた後、その法律上の権利義務及び主務機関の管轄は、法律に別段の規定がある場合を除き、中華民国の会社と同じである。
第 376 条	(削除)
第 377 条	第 9 条、第 10 条、第 12 条から第 25 条は、外国会社に準用する。
第 378 条	外国会社は認可を受けた後、中華民国において継続して営業する意向がない場合、主務機関に認可撤回の申請をしなければならない。但し、撤回申請前に負担した責任及び債務は免除することができない。
第 379 条	外国会社に次の事由の一がある場合、主務機関はその認可を撤回又は廃止しなければならない： 1. 認可申請時に届出た事項又は提出書類に虚偽の事情があることを発見した場合 2. 会社が既に解散した場合 3. 会社が既に破産の宣告を受けた場合 (第 1 項) 前項の認可の撤回又は廃止は、債権者の権利及び会社の義務に影響を与えることはできない。(第 2 項)
第 380 条	認可の撤回又は廃止を受けた外国会社は、中華民国内における営業、又は支店において生じた債権債務の清算を結了しなければならず、清算が未了の債務は尚もかかる外国会社により弁済されなければならない。(第 1 項) 前項の清算において、外国会社の中華民国内の責任者または支店の支配人を清算人とし、外国会社の性質に基づき、この法律の各種会社に関する清算手続きを準用する。(第 2 項)
第 381 条	外国会社は、中華民国内の財産を、清算期間中において、中華民国の国外に移してはならず、清算人が清算を執行するために行う場合を除き、処分することもできない。
第 382 条	外国会社の中華民国内における責任者又は支店の支配人が、前二条の規定に違反した場合、外国会社の中華民国内の営業又は支店において生じた債務に対し、かかる外国会社と連帯して責任を負わなければならない。
第 383 条	(削除)
第 384 条	外国会社は認可を受けた後、主務機関が必要と判断する場合、営業に関する帳簿書類を閲覧調査することができる。
第 385 条	第 372 条第 2 項に規定する代理人を更迭又は出國する前に、外国会社は、別に代理人を指定しなければならず、その氏名、国籍、住所又は居所を主務機関に登録の申請をしなければならない。
第 386 条	外国会社が中華民国内に支店を設立し営業する意向がないため、認可の申請をせずに、その代表者を業務上の法律行為を行うために中華民国に派遣した場合、次の各号事項を明記し、主務機関に届出なければな

	<p>らない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社の社名、種類、国籍及び所在地 2. 会社の資本総額及び本国での設立登記日 3. 会社が営む事業及びその代表者が中華民国内で行う業務上の法律行為 4. 中華民国内における訴訟及び非訴訟の代理人の氏名、国籍、住所又は居所(第 1 項) <p>前項の代表者が中華民国に長期滞在する必要がある場合、代表者事務所を設立し、その事務所の所在地を届出、前項の規定に基づき取り扱わなければならない。(第 2 項)</p> <p>前二項の申請書類は、その本国の主務機関又はその代表者が業務上の法律行為を行う所、又はその代表者事務所所在地の中華民国の領事館、代表処、事務所又はその他外交部から授権された機構の認証を受けなければならない。(第 3 項)</p> <p>外国会社は、代表者派遣の申請をしなければ、中華民国に代表者事務所を設立することはできない。(第 4 項)</p>
<p>第八章 会社の登記及び認可</p>	
第 387 条	<p>会社の登記又は認可は、会社を代表する責任者が申請書を具備し、具備すべき書類一部と共に、中央主務機関に申請しなければならない。代理人が申請する場合、委任書を添付しなければならない。(第 1 項)</p> <p>前項の会社を代表する責任者が数名いる場合、そのうちの一人が申請することができる。(第 2 項)</p> <p>第 1 項の代理人は、会計士又は弁護士に限られる。(第 3 項)</p> <p>会社の登記又は認可事項及びその変更、その規則は、中央主務機関が定める。(第 4 項)</p> <p>前項の規則は、申請者、申請書、申請方式、申請期限及びその他関連事項を含む。(第 5 項)</p> <p>会社を代表する責任者が、第 4 項の規則に規定する申請期限に違反した場合、NT\$1 万以上 NT\$5 万以下の過料に処す。(第 6 項)</p> <p>会社を代表する責任者が、第 4 項の規則規定の申請期限に基づく登記をしなかった場合、主務機関が期限内の是正を命じるほか、NT\$1 万以上 NT\$5 万以下の過料に処す。期限内に是正しなかった場合、再度期限内に是正するよう命じ、是正されるまで、毎回連続して NT\$2 万以上 NT\$10 万以下の過料に処す。(第 7 項)</p>
第 388 条	<p>主務機関が、会社の登記申請につき、この法律違反又は法律上の手続に符合しない場合、それを改めるよう命じ、法に符合する改正をしなければ、登記することができない。</p>
第 389 条	<p>(削除)</p>
第 390 条	<p>(削除)</p>
第 391 条	<p>会社の登記につき、申請者の登記後、その登記事項に錯誤又は漏れがあることを知った場合、訂正の申請をすることができる。</p>
第 392 条	<p>登記事項の証明請求は、主務機関が証明書を発行することができる。</p>
第 393 条	<p>会社の登記書類につき、会社の責任者又は利害関係者は、理由を添えて閲覧又は謄写請求の申立を行うことができる。但し、主務機関が必要と判断する場合、閲覧の拒絶又はその謄写範囲を制限することができる。(第 1 項)</p> <p>会社の次の登記事項につき、主務機関は公開しなければならないが、誰でも主務機関で閲覧又は謄写の申請を行うことができる:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社名

	<p>2. 従事する事業</p> <p>3. 会社所在地</p> <p>4. 業務執行又は会社を代表する株主</p> <p>5. 取締役、監査役の氏名及び持株数</p> <p>6. 支配人の氏名</p> <p>7. 資本総額及び払込済み資本金</p> <p>8. 会社の定款(第2項)</p>
	前項第1号から第7号について、誰でも主務機関のホームページで調べることができる。(第3項)
第394条	(削除)
第395条	(削除)
第396条	(削除)
第397条	<p>会社の解散につき、主務機関に解散登記の申請をしなかった場合、主務機関はその職権又は利害関係者の申請に基づき、その登記を取り消すことができる。(第1項)</p> <p>主務機関は前項の取消について、解散の命令又は解散の決定をするほか、30日の期間を定め、会社責任に異議を表明するよう催告しなければならない。期限を過ぎても表明をしない又は表明する理由が十分ではない場合直ちにその登記を取り消す。(第2項)</p>
第398条	(削除)
第399条	(削除)
第400条	(削除)
第401条	(削除)
第402条	(削除)
第402-1条	(削除)
第403条	(削除)
第404条	(削除)
第405条	(削除)
第406条	(削除)
第407条	(削除)
第408条	(削除)
第409条	(削除)
第410条	(削除)
第411条	(削除)
第412条	(削除)
第413条	(削除)
第414条	(削除)
第415条	(削除)
第416条	(削除)
第417条	(削除)

第 418 条	(削除)
第 419 条	(削除)
第 420 条	(削除)
第 421 条	(削除)
第 422 条	(削除)
第 423 条	(削除)
第 424 条	(削除)
第 425 条	(削除)
第 426 条	(削除)
第 427 条	(削除)
第 428 条	(削除)
第 429 条	(削除)
第 430 条	(削除)
第 431 条	(削除)
第 432 条	(削除)
第 433 条	(削除)
第 434 条	(削除)
第 435 条	(削除)
第 436 条	(削除)
第 437 条	(削除)
第二節 手数料	
第 438 条	この法律に基づき受理する会社の社名及び従事事業の事前調査、登記、閲覧、謄写及び各種証明書などは、審査費、登記費、閲覧費、謄写費及び証明費を徴収しなければならない。その金額は、中央主務機関が定める。
第 439 条	(削除)
第 440 条	(削除)
第 441 条	(削除)
第 442 条	(削除)
第 443 条	(削除)
第 444 条	(削除)
第 445 条	(削除)
第 446 条	(削除)
第 447 条	(削除)
第 448 条	この法律に定める過料の納付を拒む場合、裁判所に移送し強制執行を行う。
第 449 条	この法律は、中華民國 86 年 6 月 25 日付けで修正公布した第 373 条、第 383 条の施行日につき、行政院が定め、及び 98 年 5 月 5 日付けで修正された条文につき、98 年 11 月 23 日付けで施行される場合を除き、公布日から施行する。

【この和訳は、参考のみの資料ですので、正確な条文の解釈は、原文の中国語文に基づき解釈頂くようお願い申し上げます。】

本訳文は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

THY